第2次

豊田市文化芸術振興計画

【改訂版】

2018年度～2025年度（2022年3月改訂）

Toyota City
Second Promotion Plan
of Arts and Culture

第2次豊田市文化芸術振興計画【改訂版】
2022年3月 豊田市

「多様な文化芸術の創造」が支える
生涯活躍社会の実現に向けて

本市は、超高齢社会の到来や新型コロナウイルス感染症の流行など社会情勢の転換期を迎える中で、未来に明るい希望をもつことができる持続可能なまちづくりをめざし、２021年3月に第８次豊田市総合計画・後期実践計画を策定しました。総合計画の基本施策である「生涯を通じて学び・育ち、誰もが活躍できるまちの実現」を図るため、市民活動や文化・スポーツなど様々な分野において、全ての世代が活躍するまちをめざして、健康で活力ある生涯活躍の仕組みづくりに向けた取組を進めています。

文化芸術の分野については、２018年３月に２018年度から８年間を計画期間とした「第２次豊田市文化芸術振興計画」を策定し、基本理念「人々が心の豊かさを感じ まちと市民の活力を生み出す 多様な文化芸術の創造」のもと、様々な取組を進めています。

このたび、本計画について、前期４年間における取組の成果や課題、国や社会の動向を踏まえ、中間年での見直しを行いました。「幅広い市民による積極的な鑑賞・創作活動」、「文化芸術活動を通じた市民のまちづくりへの関与」、「文化芸術の教育、福祉、観光など様々な分野への展開」をめざす姿として、引き続き市民の皆様とともに文化芸術を楽しめるまちづくりを推進していきます。

最後に、本計画の策定及び改訂に当たり、豊田市文化芸術振興委員会の皆様をはじめ、貴重な御意見をお寄せいただいた多くの皆様に心から感謝を申し上げるとともに、引き続き計画の推進に御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和４年３月

豊田市長　太田 稔彦

目次
CONTENTS

第１章　計画の概要

1　改訂（中間見直し）の趣旨 …… 3
2　国・県の動向 …… 3
3　計画の対象とする文化芸術の範囲 …… 6
4　計画の位置づけと期間 …… 6

第２章　豊田市の文化芸術の現状と課題

1　第２次計画（前期期間）の進捗状況の総括 …… 8
2　現状の分析 …… 13

第３章　計画の方向性

1　基本的な考え方 …… 28
2　成果指標 …… 29
3　施策の体系 …… 30

第４章　計画の推進

1　施策と取組 …… 33
2　様々な分野との連携 …… 43
3　計画の進捗管理 …… 44

第５章　関連資料

1　豊田市文化芸術振興委員会設置要綱 …… 48
2　文化芸術基本法 …… 50
3　豊田市の主な公共文化施設（貸館） …… 55

第１章

計画の概要

第１章　計画の概要

１　改訂（中間見直し）の趣旨

本計画は、第８次豊田市総合計画の将来都市像や第３次豊田市教育行政計画の理念と方針を踏まえ、２０１８年度から２０２５年度までの８年間の計画として策定しました。今回の改訂は、計画期間の中間年に、新たな考えや必要な施策を反映するための見直しを行うものです。

昨今の社会情勢に目を向けると、超長寿社会の到来、共生社会の実現に向けた動向、ＩＣＴ（情報通信技術）などの技術革新、国連サミットによるSDGｓ（持続可能な開発目標）の採択など、社会や文化芸術を取り巻く環境が大きく変化しています。また、２０２０年３月以降、新型コロナウイルス感染症の流行により、文化芸術は甚大な影響を受けました。

一方で、文化芸術の役割を捉え直す動きが全国各地で広がっています。住民参加型のアートプロジェクトが地域振興やまちづくり、観光等に貢献する事例が各地でみられるなど、文化芸術が様々な分野で多様な効果をもたらすことが注目されています。

このような背景から、今まで以上に、文化芸術が継続して発展するための支援や、観光、まちづくり、福祉、教育、産業等の様々な分野と連携し、社会の中で文化芸術の力を生かしていくことが求められています。

改訂にあたっては、基本理念やめざす姿等の基本的な考え方、計画全体の成果指標、基本施策は継続し、後期４年間における着実な計画推進に向けて具体的な取組内容の更新や指標の整理を行いました。

２　国・県の動向

国は、２００１年１２月に文化芸術振興のための基本的な法律として、「文化芸術振興基本法」を制定、２０１２年６月には、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（劇場法）」が施行され、劇場・音楽堂等の文化施設に関する運営指針が示されました。

２０１７年６月には、「文化芸術振興基本法の一部を改正する法律」が施行され、「文化芸術振興基本法」が「文化芸術基本法」（以下、「改正法」といいます。）に改められるとともに、文化芸術そのものの振興にとどまらず、関連分野における施策を法律の範囲に取り込み、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが規定されました。

そして、２０１８年３月に改正法に基づく「文化芸術推進基本計画」が策定され、十分な文化芸術活動への参加機会提供や、文化芸術による社会参画機会の充実、地域の文化芸術を推進するプラットフォーム形成などが盛り込まれました。

同様に、愛知県においても２０１８年３月に「愛知県文化芸術振興条例」が施行され、同条例に基づき「あいち文化芸術振興計画」が策定されました。

国の関係法令及び計画

文化芸術基本法（2017年6月施行）

主な改正内容

・改正により、基本理念に次の内容が加えられました。

①「年齢、障害の有無又は経済的な状況」にかかわらず等しく文化芸術の鑑賞等ができる環境の整備

②我が国及び「世界」において文化芸術活動が活発に行われる環境の醸成

③児童生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性

④観光、まちづくり、国際交流などの各関連分野における施策との有機的な連携

劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（2012年6月施行）

劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（劇場法）が施行され、劇場・音楽堂等の運営指針が示されました。この中では、施設の運営者は、文化芸術の普及や質の向上を図るため、専門的な人材の配置や育成、芸術家や団体等と連携した事業の推進等の指針が示されています。

文化芸術推進基本計画（2018年3月策定）

計画の主な目標

①文化芸術の創造･発展･継承と教育―文化芸術教育と文化芸術活動への参加機会提供

②創造的で活力ある社会―文化芸術の国際交流・発信を通じた国家ブランドの形成

③心豊かで多様性のある社会―文化芸術による社会参画機会の充実

④地域の文化芸術を推進するプラットフォーム形成

愛知県の関係法令及び計画

愛知県文化芸術振興条例（2018年3月策定）

国の「文化芸術基本法」制定を受け、文化芸術を担う人材の育成や、県下の地域文化発掘に取り組むため、条例が制定されました。この中では、市町村連携の支援、連携･協働による文化芸術活動の場づくり等、文化芸術による自治体や文化芸術団体間の連携強化が盛り込まれています。

あいち文化芸術振興計画（2018年7月策定）

めざすべき姿：～文化芸術の力で心豊かな県民生活と活力ある愛知を実現～

基本目標１：世界・未来へ“愛知発”の創造・発信

基本目標２：県民が等しく文化芸術に親しむことができる環境の整備

基本目標３：愛知の文化芸術のポテンシャルを活かした地域力の向上

▶ 持続可能な開発目標（SDGs）

2015 年 9 月の「国連持続可能な開発サミット」において、持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）を含む「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。また、国は、地方公共団体による SDGs の取組の推進に向け、地方創生分野における日本の SDGs モデルの構築を進めており、本市は、2018 年 6 月に持続可能な開発目標達成に向けた取組を先導的に進めていく自治体「SDGs 未来都市」として内閣府に選定されました。

今後は、「SDGs 未来都市」として、SDGs に関する普及啓発や地域課題の解決の加速化を図り、持続可能なまちづくりに向けた取組を進めるとともに、文化芸術の分野でも持続可能な社会の発展に貢献していきます。

本計画においては、各施策を推進することにより、１７のゴール（目標）のうち、特に「質の高い教育をみんなに」「住み続けられるまちづくりを」「パートナーシップで目標を達成しよう」の目標達成に資するものと考えます。

ゴールアイコン	説明（ゴール）
	様々な人の生涯学習の機会となるように文化芸術振興に取り組みます。
	文化芸術の力をまちづくりに生かし、住み続けたくなる魅力あるまちを目指します。
	文化芸術を通じて交流を促進し、パートナーシップの機運を高めます。

3　計画の対象とする文化芸術の範囲

本計画では、音楽、美術、演劇、伝統芸能等、以下に示すものを文化芸術の範囲とします。なお、歴史・文化財の分野は、「豊田市歴史文化基本構想」において定められますが、民芸などの文化芸術に関連の深いものについては、本計画の対象とします。また、文化芸術は新たな創造活動により常に変化していくため、これらの枠にとらわれることなく新たな分野についても注視しながら配慮していきます。

計画の対象とする主な範囲

音楽　美術　写真　演劇　舞踊　文学　メディア芸術　伝統芸能　国民娯楽　生活文化　芸能　など

4　計画の位置づけと期間

本計画は、上位計画である第８次豊田市総合計画との整合及び関連計画との連携等を位置づけ、２０１８年度から２０２５年度までの８年間の計画とします。今回、第８次豊田市総合計画・後期実践計画の開始及び第４次豊田市教育行政計画の策定に合わせ、中間見直しを行います。

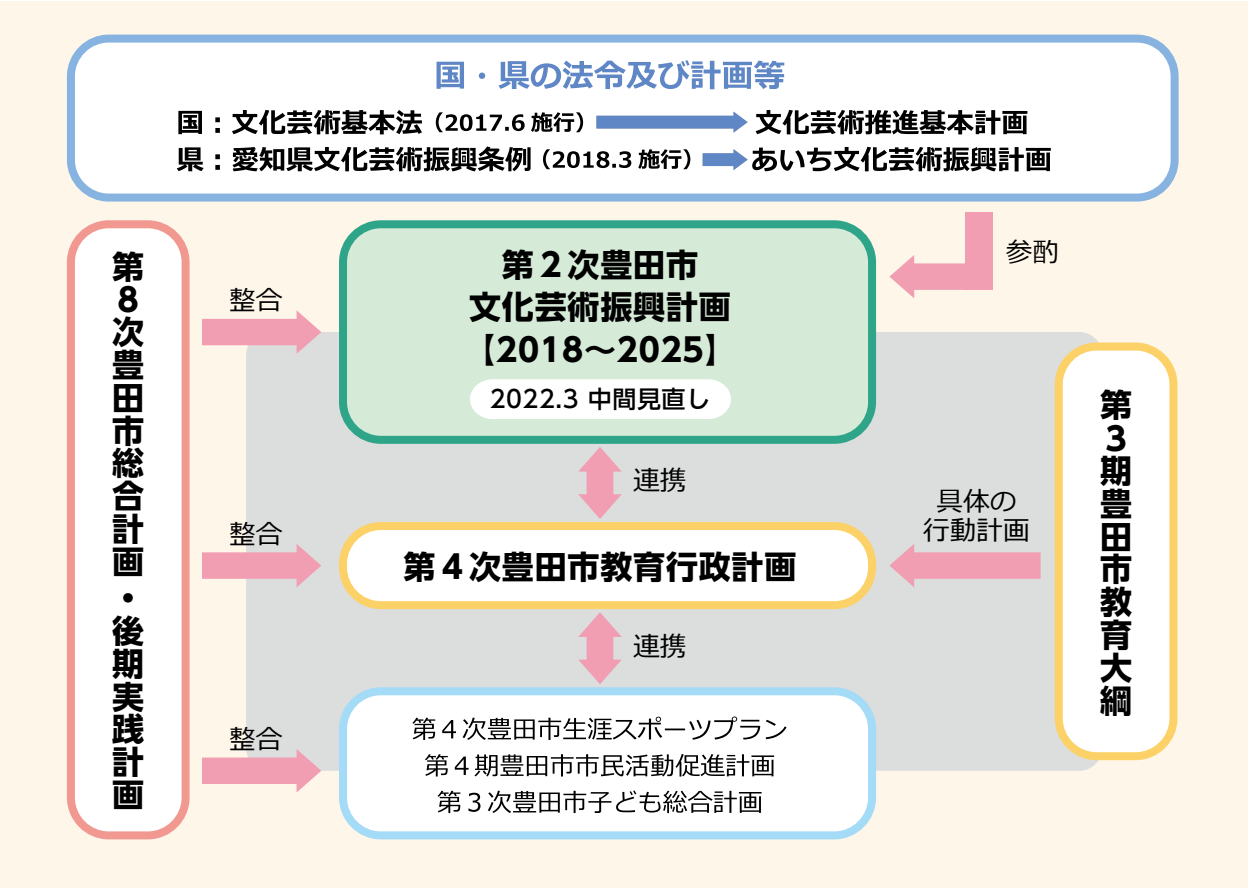

第2章

豊田市の文化芸術の現状と課題

第２章　豊田市の文化芸術の現状と課題

1　第２次計画（前期期間）の進捗状況の総括

（１）目標の達成状況

２０２０年度に実施した「豊田市の教育に関するアンケート調査」の結果から、達成状況は以下のとおりです。

指標１　文化芸術に興味のある市民・児童生徒の割合　（めざす方向：↑）

対 象 者	2011 年度（第１次改訂時）	2016 年度（第２次策定時）	**2020 年度（最新値）**	**達成状況**
市民全体	43.5%	58.5%	**60.9%**	↑
中 学 生	31.5%	45.2%	**51.1%**	
小 学 生	－	54.6%	**58.6%**	

指標２　文化芸術の鑑賞・見学を行っている市民の割合（めざす方向：↑）

対 象 者	2011 年度（第１次改訂時）	2016 年度（第２次策定時）	**2020 年度（最新値）**	**達成状況**
市民全体	65.0%	72.8%	**69.6%**	↓

指標３　文化芸術活動（鑑賞・見学を除く）を行っている市民の割合（めざす方向：↑）

対 象 者	2011 年度（第１次改訂時）	2016 年度（第２次策定時）	**2020 年度（最新値）**	**達成状況**
市民全体	22.0%	28.5%	**27.6%**	↓

【総括】

- 指標１「文化芸術に興味のある市民・児童生徒の割合」は増加した一方、指標２「文化芸術の鑑賞・見学を行っている市民の割合」及び指標３「文化芸術活動（鑑賞・見学を除く）を行っている市民の割合」は減少しました。
- コロナ禍で鑑賞や活動機会自体が減っていた状況での調査だったことから、指標２及び指標３については調査結果に直結し、減少につながったと考えられます。
- そのような状況であっても指標１が増加したことは、文化芸術が社会全体にとって必要であり、市民にも求められていることが分かります。これは、本市の文化芸術振興施策のめざす方向性を計る上で大きな結果となりました。
- 第２次文化芸術振興計画の後期期間においては、策定時に掲げた基本的な考え方や全体の成果指標を継続しながら、社会の変化を考慮し、具体的な取組を更新して計画を推進していく必要があると考えます。

（２）施策・事業の実績

成果指標の達成状況を踏まえて、２０２１年度に開催した豊田市文化芸術振興委員会において、第２次計画の前期期間における施策と事業実績等を総括しました。

施策１〈みる・ふれる〉　多様な鑑賞・体験の機会の拡充

●主な取組内容

施策方針	主な実施事業
（１）気軽に文化芸術に出会う機会の拡充	●コンサートホール・能楽堂の鑑賞事業 ●コンサートホール・能楽堂公演出演者のアウトリーチ活動 ●名古屋フィルハーモニー交響楽団との連携協定による各種事業の展開 ●おいでんアート体験フェア
（２）幅広い分野の文化芸術に親しむ機会の拡充	●豊田国際紙フォーラム ●美術館展覧会開催事業 ●美術館教育普及活動事業 ●民芸館展覧会・講座開催事業
（３）公共的空間等の活用による文化芸術の浸透	●あいちトリエンナーレ地域展開事業 ●あいちトリエンナーレ２０１９ ●東京キャラバン in 豊田

●施策の評価

●2018・2019 年度では、例年行っている気軽に文化芸術に出会う取組が定着してきたことに加え、特にクリムト展やあいちトリエンナーレ、またラグビーワールドカップに合わせたおいでんアート体験フェアの開催など、大規模イベントをまちなかで開催したことで、普段文化芸術に触れることがない層に対して気軽に「みる・ふれる」機会を創出することができました。

●2020 年度は、コロナ禍の影響により多くの事業が中止となり、文化芸術に触れる機会自体が失われました。しかし、社会の変化に対応した“新しい鑑賞様式”によりコンサートホール・能楽堂の鑑賞事業や美術館の体験型の大規模企画展を開催したことなど、最大限の「みる・ふれる」機会の創出を図りました。

●この施策分野においては、開催回数や鑑賞人数などは基礎的な活動指標ですが、社会状況を鑑みると、事業を継続できたこと自体や、一人でも多くの人が鑑賞・体験できるよう創意工夫したことが成果であると考えます。

●2022 年度以降の計画の後期期間に向けては、例年行っている気軽に文化芸術に出会う取組を着実に進めていくことに加え、社会の変化に対応して「みる・ふれる」機会を柔軟に創出していきます。

施策２〈つくる・つたえる〉　活発な創作活動の推進

●主な取組内容

施策方針	主な実施事業
（１）市民の創作・発表機会の充実	●市民美術展等の展覧会開催 ●市民クラシックコンサート ●市民演能会
（２）若手芸術家の発表機会の充実	●まちなかでの若手演奏家によるコンサート ●まちなかでの若手作家による展示 ●民芸の森活用事業 ●青少年音楽３団体の各種イベント等での発表機会の創出
（３）文化活動団体間の交流と連携の促進	●おいでんアート体験フェア（再掲） ●まちなかへの文化活動者派遣

●施策の評価

●2018・2019年度では、市民美術展に若年層の応募が増えたことや、青少年音楽団体が地域へ赴き演奏を披露する機会が増えたことなど、特に若い世代の創作活動が活発に行われました。

●2020年度は、コロナ禍の影響により団体活動については活動自体ができず事業を中止せざるを得ないという状況がありましたが、個人活動については、「まちなかでの若手作家による展示」の一環として緑陰歩道の一部を展示ギャラリーとして活用するなど、活躍の幅を広げる取組もありました。

●この施策分野においては、発表機会をいかに提供できるかが成果に直結するため、2022年度以降の計画の後期期間に向けても継続して機会提供を行うことが必要です。一方、コンサートホールで実施する若手演奏家によるコンサートでは、市内の若手演奏家の参加が減少傾向にあるといった根本的な課題が出ているため、その要因を探っていきます。

施策３〈むすぶ・つなげる〉 活動する人々の連携とまちの活性化への展開

●主な取組内容

施策方針	主な実施事業
（１） 創造的な活動を推進する市民主体の体制づくり	●とよた市民アートプロジェクト ●舞台芸術人材育成活用・創造事業 ●民芸館、民芸の森の運営を担う人材育成事業
（２） 文化芸術による地域資源の再発見と発信	●とよたデカスプロジェクト ●農村舞台アートプロジェクト ●豊田国際紙フォーラム（再掲）
（３） 文化芸術と様々な関係分野との有機的な連携	●文化芸術と教育・福祉・観光分野等との連携強化 ●文化活動者派遣事業

●施策の評価

●2018・2019 年度では、市民が主体的に文化芸術に取り組む活動が定着してきたことに加え、特にあいちトリエンナーレを契機に、地域資源の新たな発信の可能性や、教育・福祉・観光分野等との連携の新たな可能性を発見することができました。

●2020 年度は、コロナ禍であっても過去最高の応募数（36 件）を記録した「デカスプロジェクト」や、市民主体で企画段階から創り上げて複数の飲食店等で展示を行った「まちなか芸術祭」など、コロナ禍だからこその発想により文化芸術の力をまちの活性化につなげることができました。

●2022 年度以降の計画の後期期間に向けては、「人づくり」から「まちづくり」への展開を引き続き強化していくため、コロナ禍で生まれた新たな取組の形を発展させていくとともに、文化芸術活動者や主体的に取り組む市民の活躍を支援していきます。

施策４〈つかう・いかす〉　文化芸術活動を支える基盤整備

●主な取組内容

施策方針	主な実施事業
（１） 施設環境整備による安全性・利便性の向上	●施設のバリアフリーやホスピタリティ環境の強化 ●施設の利用促進のためのリノベーションや幅広い利用ニーズへの対応 ●文化ゾーン拠点整備方針に基づく市民文化会館の文化創造機能強化
（２） 文化芸術活動拠点としての情報発信	●文化芸術情報の横断的な収集や SNS 等を活用した効果的な情報発信 ●市内で活動する文化団体やアーティストの活動やイベント情報、文化活動の支援募集情報等の集約・発信
（３） 施設職員の専門性強化	●専門性を持った外部組織との交流や連携強化による職員の事業企画力・コーディネート力の向上

●施策の評価

- 2020年度までの 3 か年では、ハード面での基盤整備については、美術館の特定天井改修や市民文化会館のバリアフリー対策を実施することができました。
- 特に、市民文化会館は、美術館と 2023 年に開館する博物館とともに形成する文化ゾーンにおける文化創造拠点として、視聴覚ライブラリーと市民ギャラリーの機能集約に着手するとともに、施設職員の専門性強化に向け先進施設への派遣研修を実施しました。
- また、ソフト面での基盤整備については、ウェブサイトのリニューアルと市民ライターの参画により、行政事業だけでなく民間事業も含めた豊田市の文化芸術情報を発信する体制を整えることができました。
- 2022 年度以降の計画の後期期間に向けては、市民文化会館は引き続き、適正な時期、手法による文化創造機能強化について検討を進めていく必要があります。
- また、施設職員の専門性強化については、着実に取り組んできたことを成果に繋げるため、実践できる機会を設けていくことが必要です。

2　現状の分析

（１）豊田市の文化の現状

２０２０年度に実施したアンケート調査結果や文化施設の利用統計をもとに、豊田市における文化芸術活動の現状を分析しました。

①アンケート分析１「豊田市の教育に関するアンケート調査」
（調査時期：2020 年７月～９月）

調 査 区 分	【市民】	【小学生】	【中学生】
調査対象者	16 歳以上の市民	市内の小学校５年生	市内の中学校２年生
配　布　数	3,693 件	1,678 件	1,469 件
有効回収数	1,900 件	1,638 件	1,424 件
回　収　率	51.4%	97.6%	96.9%

文化芸術への関心や活動状況

■文化芸術に関する興味

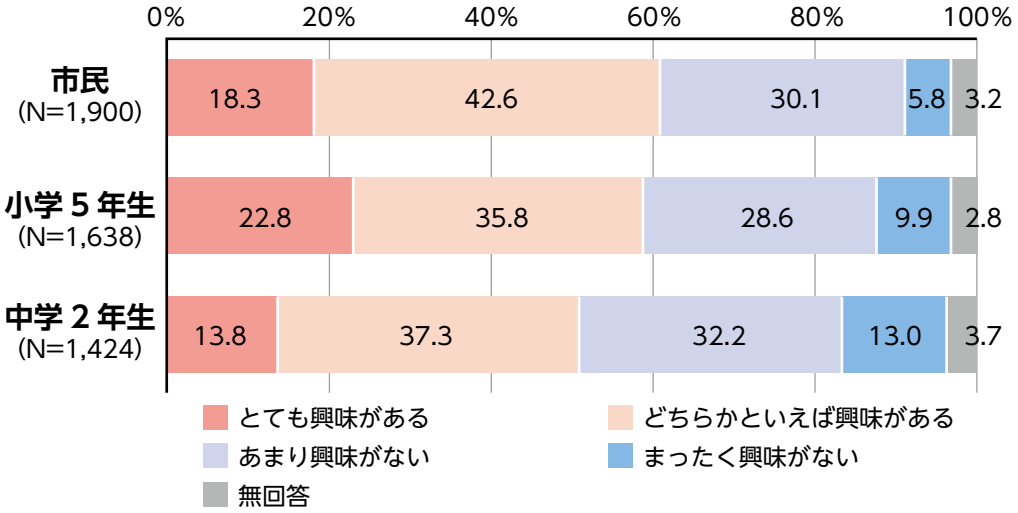

文化・芸術に関する興味について、「とても興味がある」「どちらかといえば興味がある」の合計は、市民が60.9%、小学生が58.6%、中学生が51.1%となっています。前回調査時から、市民が2.4ポイント、小学生が4.0ポイント、中学生が5.9ポイント増加しました。

■市民の文化芸術鑑賞・見学

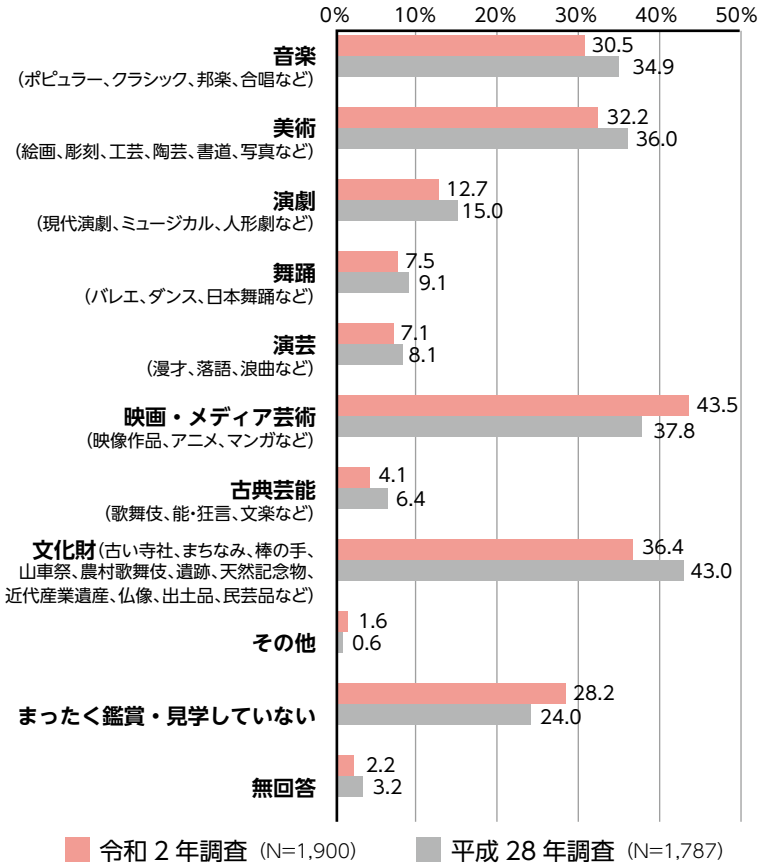

文化に関してこの１年間に直接鑑賞や見学をした（全体から「まったく鑑賞・見学していない」と「無回答」を除いた割合）市民は69.6%となっています。前回調査時から3.2ポイント減少しました。

■鑑賞・見学する上で困ること

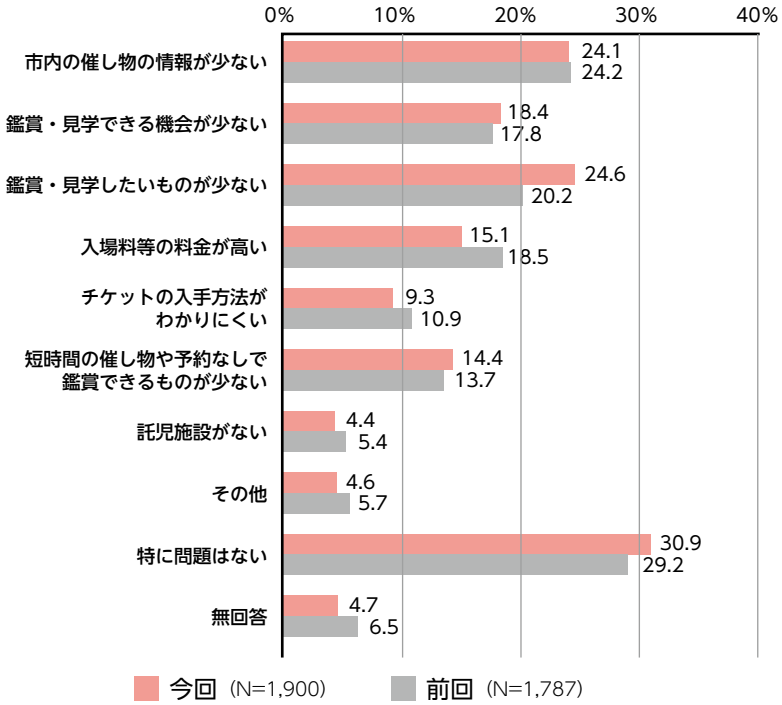

鑑賞・見学する上で困っていることとしては、「鑑賞・見学したいものが少ない」「市内の催し物の情報が少ない」「鑑賞・見学できる機会が少ない」が多くなっています。

■日頃行っている文化活動の分野

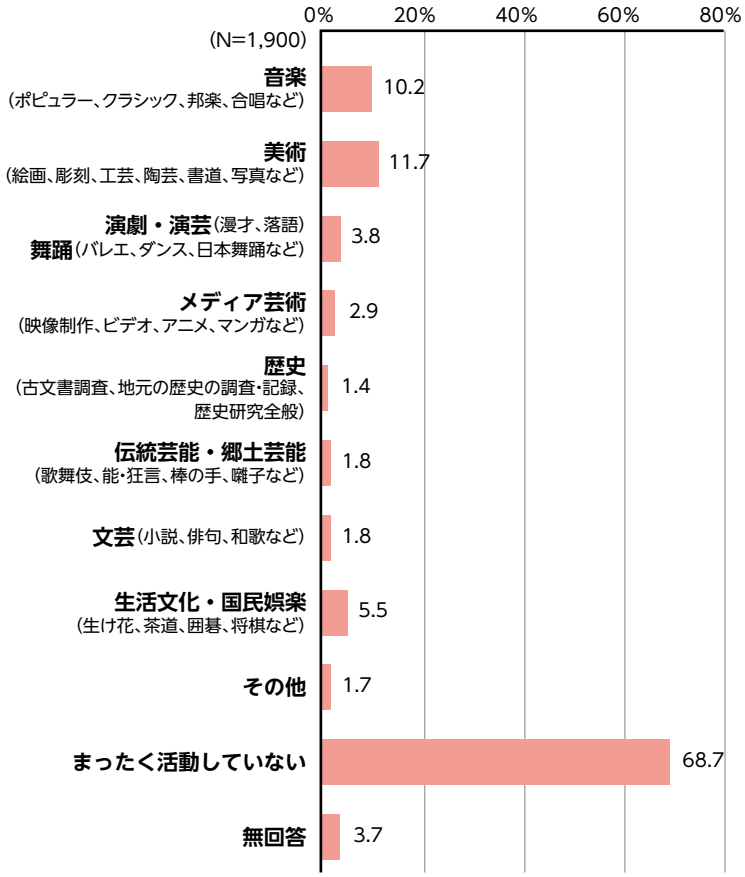

この１年間に文化活動をしたことがある（全体から「まったく活動していない」と「無回答」を除いた割合）市民は、27.6％となっています。前回調査時から0.9ポイント減少しました。

■文化活動をする上で困ること

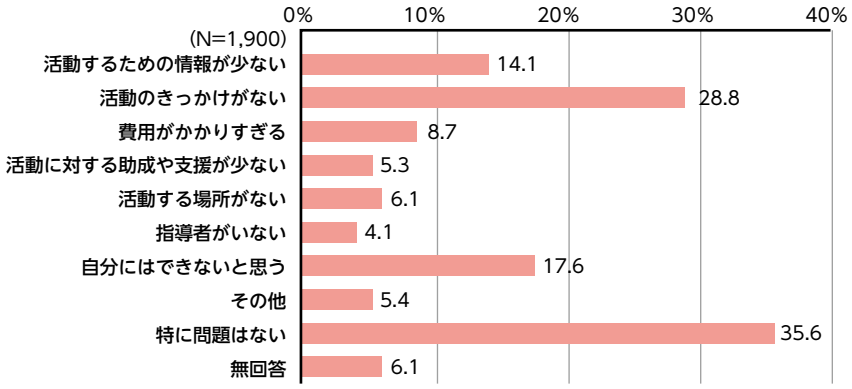

文化活動をする上で困っていることとしては、「活動のきっかけがない」「自分にはできないと思う」「活動するための情報が少ない」が多くなっています。

文化芸術への期待

■地域の文化的環境の充実に向けて

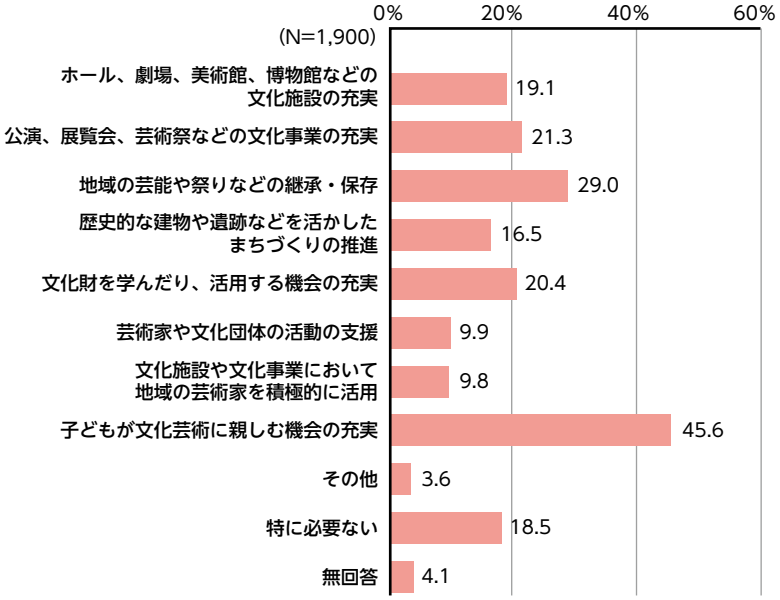

地域の文化的環境の充実に向けて必要なこととして、市民は「子供が文化芸術に親しむ機会の充実」が45.6%と最も多く、次いで「地域の芸能や祭りなどの継承・保存」が29.0%、「公演、展覧会、芸術祭などの文化事業の充実」が21.3%となっています。

■地域の文化的環境が充実する効果

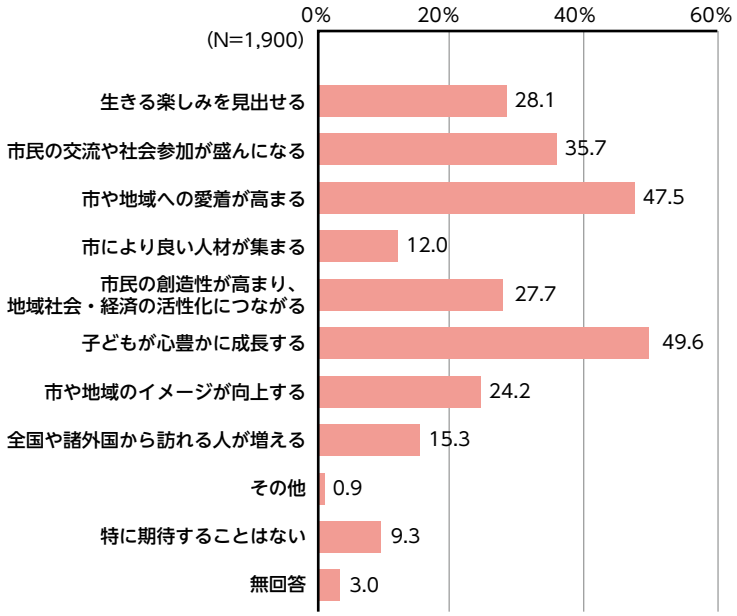

地域の文化的環境が充実することにより期待される効果について、「子どもが心豊かに成長する」と回答した市民は49.6%と最も多く、次いで「市や地域への愛着が高まる」が47.5%、「市民の交流や社会参加が盛んになる」が35.7%となっています。

子どもと文化芸術

■鑑賞・見学した回数［小学生、中学生］

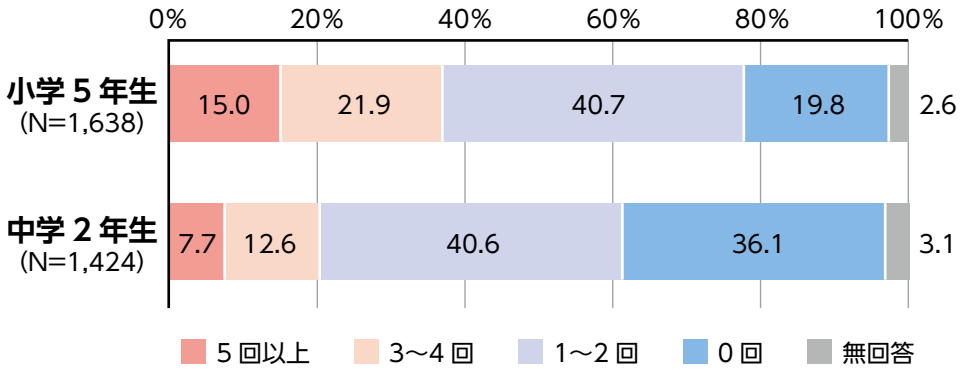

文化に関してこの１年間に直接鑑賞や見学をした小学生は77.6%、中学生は60.9%となっています。

■文化鑑賞や文化活動の意向と内容［小学生、中学生］

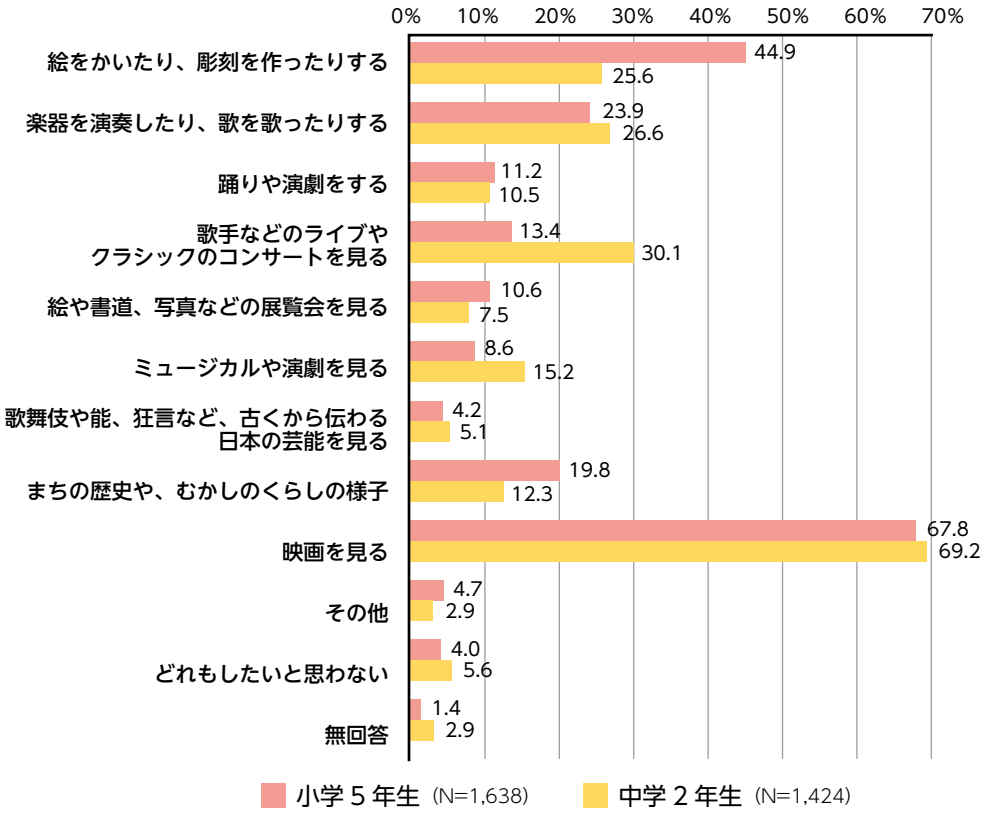

文化鑑賞・活動の意向や内容について、小中学生ともに「映画を見る」が最も多く、この他に「絵をかいたり、彫刻を作ったりする」「楽器を演奏したり、歌を歌ったりする」が多くなっています。中学生においては、「歌手などのライブやクラシックのコンサートを見る」も多いです。

■子どもの文化鑑賞・活動で困ること

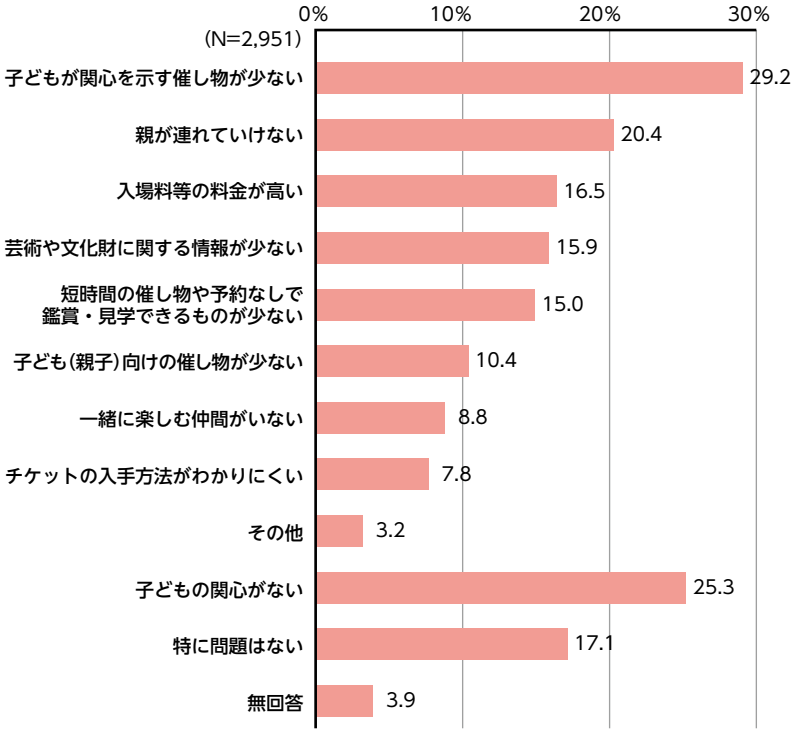

子どもの文化鑑賞・活動などで困ることについては、「子どもが関心を示す催し物が少ない」が29.2%と最も多く、次いで「子どもの関心がない」が25.3%、「親が連れていけない」が20.4%となっています。

■充実していくとよい催しものや取組

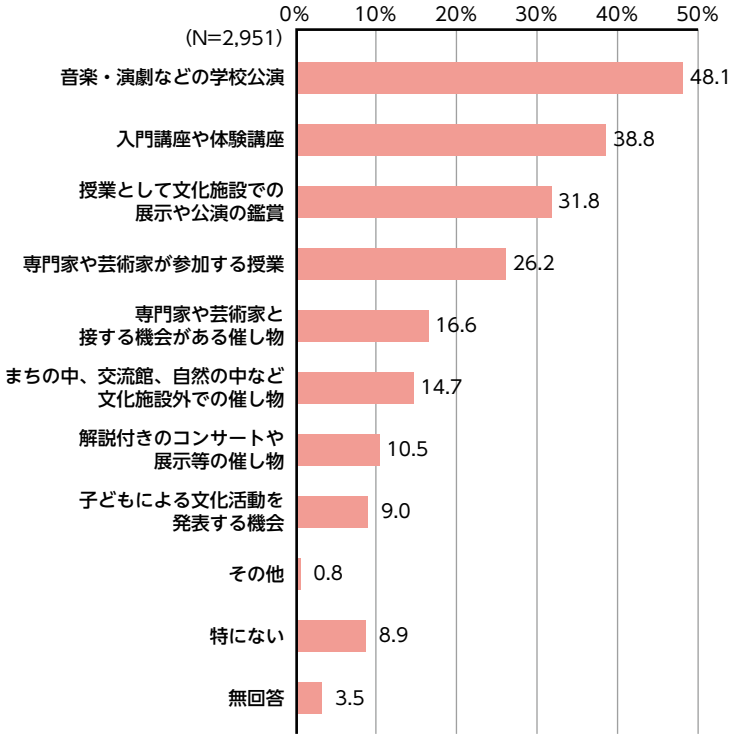

子どもが参加しやすい芸術や文化財の催し物や取組として、今後充実していくとよいものについては、「音楽・演劇などの学校公演」が48.1%と最も多く、次いで「入門講座や体験講座」が38.8%、「授業として文化施設での展示や公演の鑑賞」が31.8%となっています。

②アンケート分析２「新型コロナウイルス禍における文化活動に関するアンケート」
（調査時期：2020 年 11 月～12 月）

調査対象者	文化活動団体
配　布　数	292 団体

有効回収数	88 団体
回　収　率	30.1%

■新型コロナウイルスの感染拡大により活動に影響があったか

影響	団体数
大きかった	58
少しあった	27
なかった	3
合　計	88

コロナ禍による活動への影響について、「大きかった」が65.9%、「少しあった」が30.7%、合計は96.6%となり、ほとんどの文化団体が活動に影響を受けています。

■新型コロナウイルスの感染拡大によりどんな影響があったか

影響の内容	回答数
公演・練習などの中止・延期	28
公演・練習などの回数が減った	8
活動参加者の減少	4
感染予防のための手間が増えた	2
鑑賞機会の減少 会員の気力体力の低下 自宅学習に切り替える 家族のことを考え自粛した 観覧者が少なくなり活動の意味がない 影響はあったが施設が閉まらなくて良かった	各 1
合　計	48

活動への影響の内容について、48件の回答（自由記載）の内、「活動の中止・延期」が28件、「活動の回数の減少」が8件、「活動の参加者の減少」が4件と活動機会の減少に係る回答が多くを占めました。

■活動の継続に不安を感じているか

活動の継続の不安	回答数
大いに感じる	41
多少感じる	37
感じていない	10
合　計	88

活動の継続の不安について、「大いに感じる」が46.6%、「多少感じる」が42.0%、合計は88.6%となり、多くの文化団体が活動の継続に不安を持っています。

■主な活動場所はどこか

活動場所	回答数		区分
交流館	23	55	公共施設
市民文化会館	9		
コンサートホール・能楽堂	5		
視聴覚ライブラリー	4		
コミュニティーセンター	3		
学校	3		
音楽練習場、福祉センター、市民活動センター	各 2		
童子苑、平戸橋いこいの広場	各 1		
自宅	16	22	民間、地域等
区民会館	4		
豊田中日文化センター	2		
合　計	77		

文化活動団体の主な活動場所については、71.4%が公共施設を使用しており、新型コロナウイルス禍においても文化芸術活動の場を守り、活動機会を確保するため、継続的な施設運営が求められます。

■ウィズコロナ時代における文化芸術活動の継続や盛り上げに必要な取組は

取組内容	回答欄
文化芸術活動を行う場所の拡充	46
文化芸術に関する活動や発表機会の拡充	41
活動費の補助（空気清浄機等の感染対策物品の購入補助等）	41
新たに文化芸術活動を始める人材の発掘や支援	37
文化芸術活動に係る情報の発信	34
文化芸術活動者同士の交流機会の創出	22
プロの演奏家等による鑑賞機会の提供	16
オンライン（ネット配信等）での活動・発表のための仕組み	15
その他	2
合　計	254

ウィズコロナ時代において必要な取組については、「文化芸術活動を行う場所の拡充」「文化芸術に関する活動や発表機会の拡充」が上位に挙げられており、安心安全に活動を続けていくための「活動費の補助」と併せて、活動と発表の機会を確保していくための取組・支援が必要となっています。また、コロナ禍において「新たに文化芸術活動を始める人材の発掘や支援」に取り組み、文化活動のすそ野を広げていく契機とすることも必要です。

③豊田市における文化活動の現状

■文化団体

区　　分		2012 年	2017 年	2021 年
豊田文化団体協議会	団　体　数	243 団体	226 団体	207 団体
	個 人 会 員 数	50 人	56 人	71 人
	総　会　員　数	5,023 人	4,489 人	3,995 人
交流館	文化活動団体数	701 団体	679 団体	586 団体

豊田文化団体協議会に加盟する文化団体数は減少傾向にあり、会員数についても、2017年度は4,489人でしたが、2021年度には3,995人に減少しています。また、各地域の交流館で活動する文化団体も減少が見られます。

このような状況を背景に豊田文化団体協議会では、後進の育成や次世代を担う子どもへの文化継承を目的に、文化団体が一堂に会し、ワークショップ形式で様々な文化体験ができる「おいでんアート体験フェア」を2016年度から開催しています。

■個人

		2017 年	2018 年	2019 年	2020 年
アートサポーター登録者累計（人）	目標	20	50	80	100
	実績	68	131	172	201

豊田文化団体協議会に加盟する文化団体数等は減少傾向にある一方、2017年度から開始した事業「とよた市民アートプロジェクト」において募集したアートサポーター（主体的にアートイベントにかかわる市民）の数は、年々増加しています。目標であった100人（2020年度）を大きく更新し、2020年度は201人となっています。

④文化施設の利用状況について

●主要文化施設の利用者数推移

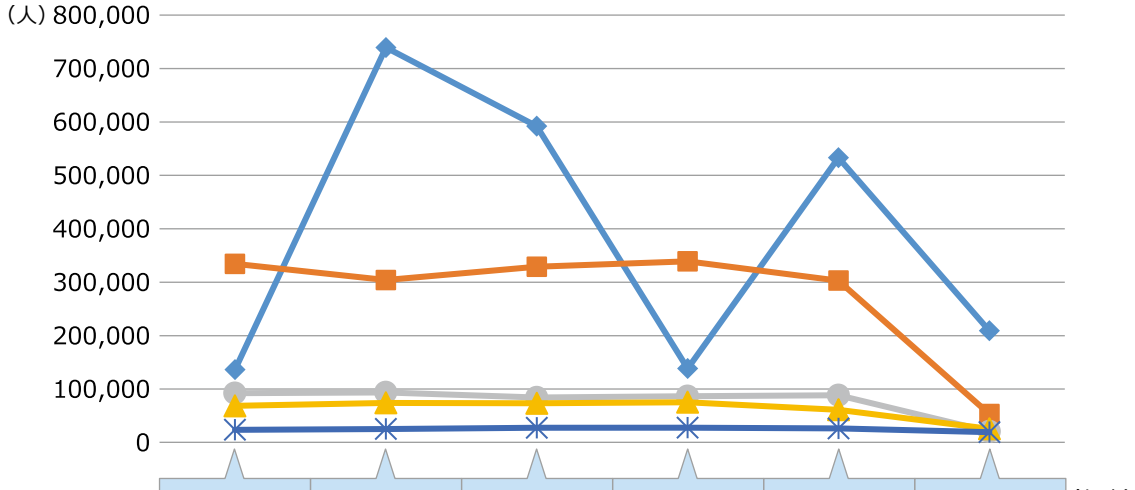

	2015	2016	2017	2018	2019	2020
美術館	136,285	739,315	591,974	138,479	533,154	209,088
市民文化会館	334,302	304,039	328,969	339,105	302,981	53,317
コンサートホール・能楽堂	92,293	93,692	84,189	86,657	88,353	20,524
視聴覚ライブラリー	68,630	74,158	73,461	75,313	61,202	25,711
民芸館	23,781	25,320	27,606	27,746	26,334	19,330

2015年度以降の利用者数の推移をみると、2020年3月以降の新型コロナウイルス感染拡大の影響で大幅に減少しています。

美術館の2015年及び2018年の利用者数は改修工事による休館で減少しています。

●ホール系施設の利用状況

施設名		定員人数	2011 年度	2016 年度	2020 年度
市民文化会館	大ホール	1,708	68.1%	71.5%	27.7%
	小ホール	436	76.5%	75.3%	35.6%
コンサートホール		1,010	59.0%	59.7%	37.3%
能楽堂		461	16.4%	21.2%	10.4%
産業文化センター	小ホール	240	58.8%	73.2%	25.1%
福祉センター	ホ　ー　ル	575	38.8%	53.0%	30.8%

市内の主なホール系施設についても、新型コロナウイルスの影響で施設の閉館や利用人数等の制限を実施したことで、軒並み利用率が低下しています。

●市民の文化施設利用状況

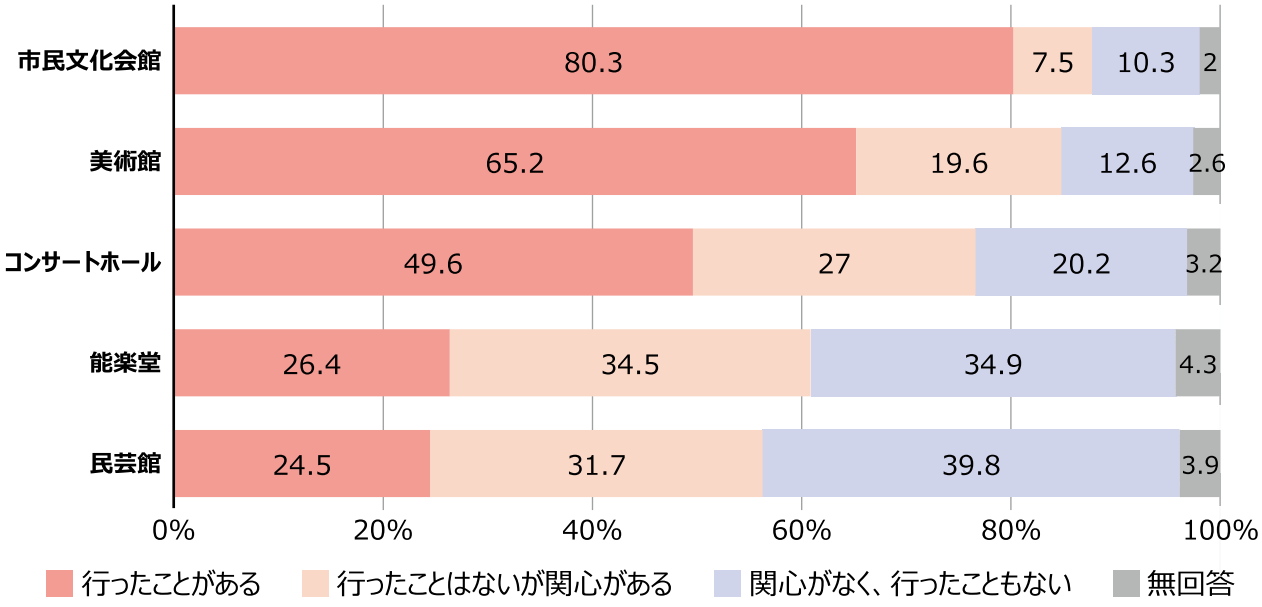

文化施設に行ったことがある市民の割合は、市民文化会館、美術館で高く、特に市民文化会館が80.3%で最も高くなっています。

●文化芸術活動に利用できる市内の主な公共施設

市内の文化施設を大別すると、舞台芸術の鑑賞や発表の場として利用されるホール系施設、美術作品の鑑賞や発表の場となる展示系施設、創作や練習の場として利用される練習室等に分けられます。市中心部には、コンサートホール・能楽堂や、美術館などの大規模で専門性の高い拠点施設が多く、各地域には交流館やコミュニティセンターなど、様々な文化芸術活動に利用できる施設があります。

		ホール系施設	展示系施設	練習室・その他施設
中心部	市民文化会館	大ホール、小ホール	展示室（A･B）	リハーサル室、練習室
	コンサートホール・能楽堂	コンサートホール、多目的ルーム、能楽堂	—	リハーサル室
	美術館	—	美術館ギャラリー	童子苑、又日亭、七州城隅櫓
	その他	福祉センター、産業文化センター	市民ギャラリー	視聴覚ライブラリー、青少年センター、とよた市民活動センター
各地域	民芸館	—	展示室	染色室、陶芸室、茶室勘桜亭
	その他	交流館（28施設）、コミュニティセンター（6施設）、地域文化広場、平戸橋いこいの広場、猿投棒の手ふれあい広場、高岡農村環境改善センター		

▶現状分析のまとめ

・コロナ禍の影響を大きく受け、鑑賞や活動の機会自体が減ってしまったことから、鑑賞・見学や文化活動を行なっている市民の割合は前回アンケート調査の結果を下回りましたが、そのような状況下においても、文化芸術に興味のある市民の割合は増加しており、これまでの文化振興施策については、一定の効果があったといえます。

・鑑賞・見学や文化活動を行う上で困ることの結果からは、「鑑賞・見学」については、市民の興味・関心層の掘り起こしにまだ余地があることが分かります。また、「文化活動」については、気軽に参加・体験できる機会創出がまだ足りていないことがいえます。

・また、子どもに対して、気軽に文化芸術の鑑賞や体験ができる機会が充実してほしいと感じている市民が多いことが分かります。

・地域の文化的環境の充実がもたらすものとして、子どもの心の成長や、地域への愛着の醸成、市民の交流や社会参加の活性化など、その社会的な効果が期待されています。

・文化芸術活動者は、コロナ禍の影響を大きく受けて、練習や発表の機会を減らしています。そのため、今後も活動を継続するための機会の確保や、文化芸術を盛り上げるために人材の発掘等が求められます。

・市民の文化施設の利用状況をみると、コンサートホール・能楽堂、民芸館では、市民の半数以上が訪れたことがないため、来館してもらうためのきっかけづくりが必要であることが分かります。その中でも、「行ったことはないが関心がある」市民が一定程度いることは注目すべき点で、特にこの層に対して効果的な方策が求められます。

学校への文化活動者派遣事業

コンサートホールのパイプオルガン

▶コロナ禍に実施した支援策（記録）

文化芸術活動者の支援

●文化施設の使用料減免　「文化芸術活動者応援キャンペーン」
施設使用料の半額を減免することで、コロナ禍での収入の減少等で事業の採算が立たず、活動を見送っている市内文化芸術活動者の継続的な活動を支援しました。

●市制 70 周年記念事業　「とよたアート応援プロジェクト」
コロナ禍において活躍機会が減少している文化芸術活動者への支援や、幅広い市民が文化芸術に触れることができる機会を市制 70 周年の年に重点的に創出しました。

具体事業	郷土作家美術作品の購入制作、とよた市民アートプロジェクト特別展示「ホー・ツーニェン《旅館アポリア》」、名フィル特別コンサート

工夫して実施した取組

●映像配信
コンサートホール、鑑賞機会の創出策として以下の配信を行いました。
- ●パイプオルガン体感ツアー、能狂言の過去公演のシリーズ映像
- ●無観客公演映像（NHK 朝ドラ「エール」主人公の作曲家の楽曲）

●パイプオルガン公開弾き込み見学会
施設の休館中に、専属オルガニストのパイプオルガン演奏練習を一般公開しました。

●Stand on Stage ～ホールを独り占めできます！～
鑑賞事業や利用団体が減って空きのある舞台の有効活用策として、市内の音楽活動者に無料で貸し出し、発表や練習の場を提供しました。

●名古屋フィルハーモニー交響楽団と連携した「新しい生活様式」訓練コンサート
コンサートホールでの鑑賞公演の再開に向け、名古屋フィルハーモニー交響楽団と連携し、感染予防対策の実践訓練を兼ねた、訓練コンサートを実施しました。

●オンラインによる「こども戯曲作成ワークショップ」
コロナ禍の新しい演劇体験の手法の一つとして「オンライン会議アプリ (zoom) を活用したワークショップを実施しました。

●とよたデカスプロジェクト 2020
「人と人とが接触することなく実施できるアートプロジェクト」を募集したところ、全国から過去最多となる応募がありました。

●展覧会・講演会・公演における運営の工夫
一人でも多くの方に鑑賞機会を提供するため、以下の対策を実施しました。
- ● 3 密対策（事前予約制、チケット並び列の間隔を空ける、展示室内の入場者管理、アルコール消毒液、マスク着用、休憩用のイスの間隔を空ける、アンケートのウェブ化等）の実施
- ●オンライン開催への変更

取組から生まれた効果

- ●オンラインの活用により鑑賞者や参加者の枠が広がり、触れる機会の創出とともに、新たな出会いやつながりも生まれました。また、ステイホームにより、日常の暮らしの中へ文化芸術が浸透しました。
- ●ＡＲ・ＶＲの活用や、自宅に美術作品が届く仕組みなど、新しい発想によって、新しい鑑賞方法が生まれました。
- ●コロナ禍をきっかけに生まれ、その有効性が確認できたことで、継続する事業が誕生しました。

（２）取り組むべき課題と対応方針

今後の文化芸術施策を推進するにあたって、豊田市の現状、国や県の動向と社会情勢の変化などを踏まえた対応策が求められます。

文化芸術施策において重要な「人づくり」「仕組みづくり」「基盤づくり」の３つの視点から、課題と対応方針を以下のとおりまとめました。

視点１　人づくり

課題

市民の文化芸術に対する興味や期待は高まってきているものの、社会の変化の中において、これまで以上に興味・関心層を掘り起こすための方策や工夫が必要です。

対応方針

◆子どもたちが文化芸術に親しむ機会の拡充
◆市民が日常の中で文化芸術に出会う機会の拡充
◆幅広い文化芸術を鑑賞･創作する機会の提供

視点２　仕組みづくり

課題

文化芸術が個人の活動にとどまらず、他者との多様なつながりや新たな関係を生み出すことで、社会全体を活性化していきます。文化芸術の力を生かした市民主体の仕組みづくりを推進することが、今後のまちづくりに必要となっています。

対応方針

◆市民が主体的に文化芸術に携わり、事業を企画･運営支援する仕組みの推進
◆文化芸術を通じた交流の促進、まちへの愛着の醸成
◆文化芸術による教育、福祉、観光等幅広い分野への貢献

視点３　基盤づくり

課題

文化芸術を生涯にわたり継続して楽しめる環境を整えるためには、文化施設が鑑賞･発表の場としてだけではなく、市民の創作活動を支え充実させる機能を備えることが求められています。

対応方針

◆市民ニーズや時代の変化に対応した施設の整備
◆利用者の活動の質を向上させ、創造性を引き出す環境づくり
◆文化芸術に関する情報の収集･発信

第３章

計画の方向性

第３章　計画の方向性

１　基本的な考え方

基本理念

**『人々が心の豊かさを感じ　まちと市民の活力を生み出す
多様な文化芸術の創造』**

文化芸術は人々に潤いと生きる喜びを与え、様々な市民の新たな関係性や互いに認め合う多様な価値観を共有するいきいきとした社会をつくります。多様な文化芸術の創造は、市民一人ひとりに心の豊かさをもたらし、幅広くまちづくりの各分野に展開することで、活力ある豊田市の実現につながるという考えのもと、基本理念を設定しました。

めざす姿

- **子どもから高齢者まで、幅広い市民が文化芸術に親しみ、積極的に鑑賞・創作活動を行っています。**
- **様々な市民が、文化芸術活動を通じて地域の魅力発掘やまちづくりに関わり、豊かさや充実感、達成感を感じています。**
- **文化芸術の力が社会の多様な場で生かされ、いきいきとしたまちの推進力となっています。**

基本目標

1. 豊かな個性と創造性あふれる人づくり
2. 文化芸術が人々をつなげ、社会に広がる仕組みづくり
3. 文化芸術の創造を推進するための基盤づくり

2　成果指標

指標		
1	文化芸術に興味のある市民・児童生徒の割合 現状　市民全体 **60.9%**、中学生 **51.1%**、小学生 **58.6%**	めざす方向
2	文化芸術の鑑賞・見学を行っている市民の割合 現状　市民全体 **69.6%**	めざす方向
3	文化芸術活動（鑑賞・見学を除く）を行っている市民の割合 現状　市民全体 **27.6%**	めざす方向

指標１～３の出典「令和２年度　豊田市の教育に関するアンケート調査」

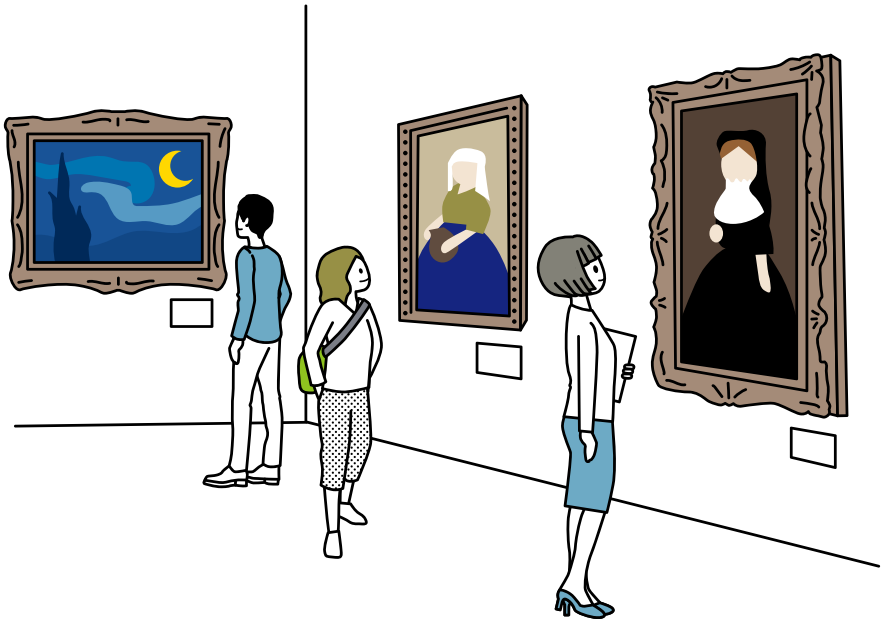

3　施策の体系

基本理念

人々が心の豊かさを感じ
まちと市民の活力を生み出す 多様な文化芸術の創造

基本目標 1　豊かな個性と創造性あふれる人づくり

基本施策 1　みる・ふれる

多様な鑑賞・体験の機会の拡充

文化施設に加え、様々な場所で多様な文化芸術に触れる機会を増やし、気軽に市民が鑑賞・体験できる環境をつくります。特に子どもの鑑賞・体験機会を増やします。

取組内容

（1）気軽に文化芸術に出会う機会の拡充

文化施設での気軽に参加できる公演や展覧会のほか、学校や地域等へのアウトリーチ活動などを積極的に展開し、様々な市民が身近に文化芸術に触れる機会を提供します。

（2）幅広い分野の文化芸術に親しむ機会の拡充

美術館、コンサートホール・能楽堂、市民文化会館等の文化施設において美術、音楽、舞台芸術など様々な分野の公演や展覧会等を開催することで、古典芸能から現代の新たな表現まで、幅広い文化芸術の鑑賞・体験機会を提供します。

（3）公共的空間等の活用による文化芸術の浸透

公共的空間や商業施設等での作品展示や舞台公演などの機会を増やし、日常の場での文化芸術の浸透を図ります。また、新たな文化イベントの誘致・開催を推進し、市民が現代の文化芸術表現に接する場を増やします。

基本施策 2　つくる・つたえる

活発な創作活動の推進

市民の創作活動の場やその成果を発表する様々な機会を提供することで、生涯にわたる活発な創作活動を推進し、活動の活性化と質の向上を図ります。

取組内容

（1）市民の創作・発表機会の充実

市民が気軽に創作活動に親しむ機会をつくるとともに、公募展や参加型公演等を開催し、日頃の活動成果を発表できる場を提供します。

（2）若手芸術家の発表機会の充実

地元の若手芸術家が活動成果を発表する場として、若手演奏家による公演の開催や、舞台芸術人材の育成などを充実し、次世代を担う活動者の支援や育成を図ります。

（3）文化活動団体間の交流と連携の促進

様々な分野の文化活動団体が連携して、文化事業を企画・実施することで、新たな発見や他分野への理解が促進され活動の質が向上する機会をつくります。

めざす姿

- 子どもから高齢者まで、幅広い市民が文化芸術に親しみ、積極的に鑑賞･創作活動を行っています。
- 様々な市民が、文化芸術活動を通じて地域の魅力発掘やまちづくりに関わり、豊かさや充実感、達成感を感じています。
- 文化芸術の力が社会の多様な場で生かされ、いきいきとしたまちの推進力となっています。

基本目標 2　文化芸術が人々をつなげ、社会に広がる仕組みづくり

基本施策 3　むすぶ・つなげる

活動する人々の連携とまちの活性化への展開

市民が主体的に文化芸術に取り組む新たな活動の場づくりを推進していきます。また教育･福祉･観光など幅広い分野に文化芸術の力を生かすことで、まちの活性化に寄与します。

取組内容

（1）創造的な活動を推進する市民主体の体制づくり

作家の制作をサポートし、また自ら文化芸術活動を行う市民主体の創造的な体制と活動の場づくりを進めます。また、文化芸術に関する市民活動をまとめる制作側の市民を育成し、将来の地域文化の推進者となるための仕組みをつくります。

（2）文化芸術による地域資源の再発見と発信

市内の様々な地域の魅力を市民が文化芸術を通して再発見し、発信していく事業を推進することで、市民の創造性・企画力・地域への新たな視点を養い、まちへの愛着と活性化に寄与します。

（3）文化芸術と様々な関係分野との有機的な連携

学校等へのアーティストの派遣や市民参加型公演などを通して、教育・福祉の現場と連携した取組を行います。また、民間や地域など、多様な主体と連携することで、社会の中で幅広く文化芸術の力を生かします。

基本目標 3　文化芸術の創造を推進するための基盤づくり

基本施策 4　つかう・いかす

文化芸術活動を支える基盤整備

ハード、ソフト両面での機能改善を図り、各施設の特性を生かした文化芸術活動を支える拠点として、その専門性を強化していきます。また市内外の文化芸術に関する情報を収集・発信していきます。

取組内容

（1）施設環境整備による安全性･利便性の向上

文化芸術活動の場としての利用を促進するため、利用者ニーズや時代の変化に応じた修繕や改修を行うことで、利用者の安全性や快適性の向上を図ります。

（2）文化芸術活動拠点としての情報発信

公演・催事、ワークショップ等の文化芸術に関する市内外の情報を収集し、効果的に情報発信する仕組みをつくり、市民の文化芸術活動を支援します。

（3）施設職員の専門性強化

専門性をもった外部組織などと交流や連携を深め、施設スタッフの専門性を強化するとともに、コーディネート力の向上を図ります。

第4章

計画の推進

第４章　計画の推進

１　施策と取組

施策１　多様な鑑賞・体験の機会の拡充　〈みる・ふれる〉

文化施設に加え、様々な場所で多様な文化芸術に触れる機会を増やし、気軽に市民が鑑賞・体験できる環境をつくります。特に子どもの鑑賞・体験機会を増やします。

（１）気軽に文化芸術に出会う機会の拡充　＜11 事業＞

文化施設での気軽に参加できる公演や展覧会のほか、学校や地域等へのアウトリーチ活動などを積極的に展開し、様々な市民が身近に文化芸術に触れる機会を提供します。

主な取組内容	概　　要	所管課
名古屋フィルハーモニー交響楽団との連携協定事業	名古屋フィルハーモニー交響楽団との連携協定を生かし、豊田市コンサートホールでの定期コンサートの機会に、多くの市民が気軽にクラシック音楽に触れるための事業を展開する。	文化振興課
クラシック音楽普及啓発事業 （か～るくラシック、親子対象コンサート、パイプオルガン演奏体験講座等）	コンサートホールにおいて、クラシック音楽の普及及びコンサートホールの新規来場者の増加のための啓発事業を行う。	文化振興課
能楽普及啓発事業 （わくわく能楽体験講座、小中学生のための能狂言鑑賞会等）	能楽堂において、能・狂言について様々な対象やレベルの講座を開催することで能楽の普及を図る。	文化振興課
クラシック音楽・能楽地域活性化事業（アウトリーチ活動）	コンサートホール・能楽堂の公演出演者が、学校や地域等へ出向いてミニコンサートやワークショップを開催する。	文化振興課
クラシック音楽・能楽地域活性化事業 （出前コンサート、ロビーコンサート）	コンサートホール登録団体（地元演奏家）が、参合館アトリウム等でロビーコンサートを開催する。また、福祉施設や交流館等で出前コンサートを開催する。	文化振興課
心に残る記念事業	市内全中学校・特別支援学校の３年生が、コンサートホールでクラシック音楽を鑑賞する。	学校教育課
小中学校美術館学習	希望する小学校の４年生と中学校の３年生が美術館を訪問し、美術について学習する。	学校教育課
美術館での教育普及事業 （子ども向けワークショップ等）	作家や学芸員等による子ども向けのワークショップ等を開催する。	美　術　館
おいでんアート体験フェア	市内の文化団体が一同に会し、来場者が気軽に様々な文化芸術に触れる体験型イベントを開催する。	文化振興課
こころの劇場	劇団四季の巡回公演を誘致し、希望する小学校の６年生が鑑賞することで豊かな心をはぐくむ機会とする。	文化振興課
民芸館講座（入門コース）	民芸館講座と同じ５つの分野（陶芸・染織・絞り染め・挙母木綿・トンボ玉）で、入門者向けの一日体験講座を開催する。	文 化 財 課

（２）幅広い分野の文化芸術に親しむ機会の拡充　＜15 事業＞

美術館、コンサートホール・能楽堂、市民文化会館等の文化施設において美術、音楽、舞台芸術など様々な分野の公演や展覧会等を開催することで、古典芸能から現代の新たな表現まで、幅広い文化芸術の鑑賞・体験機会を提供します。

主な取組内容	概　　要	所管課
クラシック音楽鑑賞事業	コンサートホールにおいて、国内外からアーティストを招聘し、市民に一流のクラシック音楽の鑑賞機会を提供する。	文化振興課
能楽鑑賞事業	能楽堂において、日本の伝統芸能である能・狂言の鑑賞及びその他古典芸能を鑑賞する機会を提供する。	文化振興課
美術館展覧会開催事業	企画展、常設特別展、常設展を開催し、国内外の近現代美術・デザインの優れた作品等を広く市民に紹介する。	美　術　館
美術作品の購入・寄贈	収集方針に基づき、計画的に美術作品を収集する。	美　術　館
美術館での教育普及事業 （アーティストトーク・講演会等の開催）	作家や専門家による作品解説や講演会等を開催する。	美　術　館
美術館での教育普及事業 （作品ガイドボランティアによるギャラリーツアー）	来館者に向けて、作品ガイドボランティアによるギャラリーツアー（対話型鑑賞）や作品鑑賞会を実施する。	美　術　館
美術館による教育普及事業 （小中学校美術館学習）	小・中学校の授業や部活動で美術館を訪れ、美術作品に触れる機会を提供する。	美　術　館
美術館による教育普及事業 （大学との連携事業）	美術を学ぶ大学生に対し、鑑賞機会や実践的な学びの場を提供する。（インターンシップの受け入れ、学生の美術館鑑賞学習の実施など）	美　術　館
美術館による教育普及事業 （美術館出前講座）	希望団体等を対象に、作品ガイドボランティア等による作品解説などを実施する。	美　術　館
民芸館展覧会の開催	特別展（年１回）および企画展（年２～３回）を開催する。	文 化 財 課
民芸館講座の開催	芸・染織・絞り染め・挙母木綿・トンボ玉の５つの分野で、初級・上級等のクラスに分け、連続講座を開催する。	文 化 財 課
和紙のふるさと事業	和紙のふるさとにおいて、和紙美術作品の展示や小原和紙の紙すき体験等を実施し、小原和紙工芸文化の発信・普及を行う。	小 原 支 所
とよた将棋フェスタの開催	将棋文化伝承のため、子どもを対象に将棋大会、将棋指導対局、将棋ふれあいコーナー等を開催する。	文化振興課
とよた囲碁まつりの開催	囲碁文化伝承のため、クラス別囲碁対局、プロ棋士による指導碁、講座等を開催する。	文化振興課
秋季市民茶会の開催	市民が気軽に茶の湯に親しむ茶会を開催する。	文化振興課

（３）公共的空間等の活用による文化芸術の浸透　＜3事業＞

公共的空間や商業施設等での作品展示や舞台公演などの機会を増やし、日常の場での文化芸術の浸透を図ります。また、新たな文化イベントの誘致・開催を推進し、市民が現代の文化芸術表現に接する場を増やします。

主な取組内容	概　　要	所管課
とよた市民アートプロジェクト（まちなか芸術祭の開催）	まちなかの協力店舗や公共空間にアート作品を点在させた魅力的なアートイベントを、市民主体で企画・運営する。	文化振興課
緑陰ギャラリーの展示活用	名鉄高架下の緑陰ギャラリーにおいて、学生や若手芸術家等の作品展示を企画し、発表機会を確保するとともに、まちなか通行者に芸術鑑賞機会を提供する。	文化振興課
クラシック音楽・能楽地域活性化事業（ロビーコンサート）【再掲】	コンサートホール登録団体（地元演奏家）が、参合館アトリウム等でロビーコンサートを開催する。	文化振興課

クラシック音楽鑑賞事業

作品ガイドボランティアによる子ども向けツアー

施策２　活発な創作活動の推進　〈つくる・つたえる〉

市民の創作活動の場やその成果を発表する様々な機会を提供することで、生涯にわたる活発な創作活動を推進し、活動の活性化と質の向上を図ります。

（１）市民の創作・発表機会の充実　<7 事業>

市民が気軽に創作活動に親しむ機会をつくるとともに、公募展や参加型公演等を開催し、日頃の活動成果を発表できる場を提供します。

主な取組内容	概　　要	所管課
豊田市民美術展の開催	市民が日頃の文化芸術活動の成果を発表する場として、絵画、彫刻・インスタレーション、工芸、書道、写真、デザインなど幅広い分野の公募展を開催する。	文化振興課
高齢者作品展の開催	作品の展示発表による高齢者の生きがいづくりに向けて、市内在住の６０歳以上の高齢者を対象に、市・高齢者クラブ共催による作品展を開催する。	市民活躍支援課
障がい者作品展の開催	全国障がい者週間（１２月３日～１２月９日）に合わせて、市内の障がい者およびグループ等から作品を公募し、展覧会を開催する。	障がい福祉課
市民ギャラリー展の開催	文化団体協議会加盟団体が分野をこえて連携し、合同展覧会や体験型ワークショップの企画・運営を行う。	文化振興課
クラシック音楽市民参加事業（市民クラシックコンサート）	市内の音楽愛好家が主役のクラシックコンサートを開催する。	文化振興課
能楽市民参加事業（市民演能会等）	市内の能楽愛好家が主役の謡、仕舞、狂言の発表会を開催する。	文化振興課
民芸館講座作品展の開催	民芸館講座受講者が講座を通じて制作した作品を集め、展覧会を開催する。	文化財課

（２）若手芸術家の発表機会の充実　＜８事業＞

地元の若手芸術家が活動成果を発表する場として、若手演奏家による公演の開催や、舞台芸術人材の育成などを充実し、次世代を担う活動者の支援や育成を図ります。

主な取組内容	概　　要	所管課
少年少女合唱団の運営	小学生から大学生で構成する公立の合唱団が、コンサートホールでの定期演奏会や全国規模のコンテストへの出場のほか、音楽使節として姉妹都市での派遣公演などを行う。	文化振興課
ジュニアオーケストラの運営	小学生から大学生で構成する公立のオーケストラが、市コンサートホールでの定期演奏会を中心に、交流館祭や市内のイベントなどを通じ、質の高い音楽を発信する。	文化振興課
ジュニアマーチングバンドの運営	小学生から大学生で構成する公立のマーチングバンドが、豊田市スカイホールでの定期演奏会や全国規模のコンテストへの出場のほか、おいでんまつりなど市内の大規模イベントを彩る。	文化振興課
舞台芸術人材育成活用・創造事業（とよたこども創造劇場）	次代の舞台芸術を担う中学生までの子どもたちが、プロの演出家の指導を受けながら、市民文化会館の舞台で演劇公演を上演する。	文化振興課
舞台芸術人材育成活用・創造事業（とよた演劇ファクトリー）	舞台演出や演技指導プログラムを開催し、参加者が修了時に公演を創り上げることで、舞台公演等を企画・上演できる人材を育成する。	文化振興課
クラシック音楽市民参加事業（とよたフレッシュコンサート）	地元出身者を中心に、音楽学校を３年以内に卒業した新人演奏家によるフレッシュコンサートを開催する。	文化振興課
吹奏楽フェスティバルの開催	豊田加茂吹奏楽連盟による中学校と高等学校吹奏楽部の演奏会を行う。	文化振興課
民芸の森活用事業	豊田らしい身近な民芸を発信・展開するため、市民が関わりながら、体験講座、イベント（桜まつり、ウォーキングラリー等）の実施、森のアート展を開催する。	文化財課

（３）文化活動団体間の交流と連携の促進　＜３事業＞

様々な分野の文化活動団体が連携して、文化事業を企画・実施することで、新たな発見や他分野への理解が促進され活動の質が向上する機会をつくります。

主な取組内容	概　　要	所管課
おいでんアート体験フェア【再掲】	市内の文化団体が一同に会し、来場者が気軽に様々な文化芸術に触れる体験型のイベントを開催する。	文化振興課
市民ギャラリー展の開催【再掲】	文化団体協議会加盟団体が分野をこえて連携し、合同展覧会や体験型ワークショップの企画・運営を行う。	文化振興課
まちなかへの文化活動者派遣	まちなかで開催されるイベント等で、文化芸術活動者が活躍できる場を設け、活動分野を超えたコラボレーションや交流を促進する。	文化振興課

少年少女合唱団

舞台芸術人材育成活用・創造事業
（とよたこども創造劇場）

施策３　活動する人々の連携とまちの活性化への展開〈むすぶ･つなげる〉

市民が主体的に文化芸術に取り組む新たな活動の場づくりを推進していきます。また教育・福祉・観光など幅広い分野に文化芸術の力を生かすことで、まちの活性化に寄与します。

（１）創造的な活動を推進する市民主体の体制づくり　<5 事業>

作家の制作をサポートし、また自ら芸術活動を行う市民主体の創造的な体制と活動の場づくりを進めます。また、文化芸術に関する市民活動をまとめる制作側の市民を育成し、将来の地域文化の推進者となるための仕組みをつくります。

主な取組内容	概　　要	所管課
とよた市民アートプロジェクト【再掲】	市民主体による本市ならではの魅力ある文化イベントを創り上げる。その過程において多くの市民を巻き込んでいくことで、文化芸術活動者の人材育成・発掘や関心層のすそ野拡大を図る。	文化振興課
とよたデカスプロジェクト	地域住民や関係者と連携しながら、アート事業を総合的にマネジメントできる人材を発掘するとともに、参加者が実践を積みながらスキルアップできる機会を提供する。	文化振興課
舞台芸術人材育成活用・創造事業（とよたこども創造劇場）【再掲】	次代の舞台芸術を担う中学生までの子どもたちが、プロの演出家の指導を受けながら、市民文化会館の舞台で演劇公演を上演する。	文化振興課
舞台芸術人材育成活用・創造事業（とよた演劇ファクトリー）【再掲】	舞台演出や演技指導プログラムを開催し、参加者が修了時に公演を創り上げることで、舞台公演等を企画・上演できる人材を育成する。	文化振興課
民芸館・民芸の森の運営を担う人材育成事業	民芸館の講座スタッフや、民芸の森で市民共働の運営を行う市民や団体の育成を推進する。	文化財課

（２）文化芸術による地域資源の再発見と発信　＜４事業＞

市内の様々な地域の魅力を市民が文化芸術を通して再発見し、発信していく事業を推進することで、市民の創造性・企画力・地域への新たな視点を養い、まちへの愛着と活性化に寄与します。

主な取組内容	概　　要	所管課
とよたデカスプロジェクト【再掲】	豊田市の地域の自然・町並み・歴史などの地域資源と人々をアートで結びつけるアートプロジェクトの企画案を公募し、その実現をサポートする。	文化振興課
農村舞台アートプロジェクト	市内に残る歴史的遺構「農村舞台」を活用し、美術作品展示やライブ活動を行うことで、文化の伝承や地域の活性化につなげる。	文化振興課
小原和紙の後継者育成事業	小原和紙工芸の新たな作家・活動者の発掘・育成を図り、小原地区の伝統工芸文化を次世代へ確実に継承する。	小原支所
稲武地区養蚕・製糸文化伝承事業	稲武地区で古くから行われてきた養蚕・製糸の文化を将来にわたって伝承し、加えて新たな産業の芽を育て、地域の活性化に寄与する。	稲武支所

（３）文化芸術と様々な関係分野との有機的な連携　＜７事業＞

学校等へのアーティストの派遣や市民参加型公演などを通して、教育・福祉の現場と連携した取組を行います。また、民間や地域など、多様な主体と連携することで、社会の中で幅広く文化芸術の力を生かします。

主な取組内容	概　　要	所管課
学校への文化活動者派遣事業	文化活動者が市内の小中学校に出向き、授業で演劇・本作り・俳句・造形等を指導することで、子どもたちの文化芸術への興味発掘や、教員の新たな指導法の獲得の機会とする。	文化振興課
クラシック音楽・能楽地域活性化事業（アウトリーチ活動）【再掲】	コンサートホール・能楽堂の公演出演者が、学校や地域等へ出向いてミニコンサートやワークショップを開催する。	文化振興課
クラシック音楽・能楽地域活性化事業（出前コンサート）【再掲】	コンサートホール登録団体（地元演奏家）が、福祉施設や交流館等で出前コンサートを開催する。	文化振興課
教育委員会表彰	芸術・文化の振興及び文化財保護に貢献し、その功績の顕著な個人・団体を、教育委員会表彰式にて表彰する。	教育政策課
美術館庭園活用事業	観光資源としての美術館を生かし、美しい景観の庭園を活用した様々な取組を行うことにより、集客力向上につなげる。（マルシェの開催等）	美術館
美術館とまちなかの回遊促進	美術館の集客力を生かし、交通事業者との連携（美術館までのタクシー利用者への観覧料割引）や中心市街地との連携（半券チケットでの飲食店割引サービス）により、まちなかとの回遊促進につなげる。	美術館
美術館と福祉事業所との連携	福祉事業所によって製造したクリムトサブレを、美術館ミュージアムショップや市役所売店にて販売。	美術館

施策４　文化芸術活動を支える基盤整備　〈つかう・いかす〉

ハード、ソフト両面での機能改善を図り、各施設の特性を生かした文化芸術活動を支える拠点として、その専門性を強化していきます。また市内外の文化芸術に関する情報を収集・発信していきます。

（１）施設環境整備による安全性・利便性の向上　<3 事業>

文化芸術活動の場としての利用を促進するため、利用者ニーズや時代の変化に応じた修繕や改修を行うことで、利用者の安全性や快適性の向上を図ります。

主な取組内容	概　　要	所管課
文化ゾーン整備事業	博物館開館に合わせ、文化ゾーン内のサインの整備を行う。また、３施設間の回遊やゾーン全体の魅力向上に向けた枝下緑地等に関する取組の検討を進める。	文化振興課
市民文化会館大会議室等改修	市民文化会館の大会議室や未利用の応接室等を改修し、展示・発表・練習利用を可能にすることで利用方法の幅を広げ、文化活動者の出会い・交流につなげる。	文化振興課
コンサートホール・能楽堂大規模修繕の準備	開館から２０年以上が経過し、公演や貸館を安全に継続していくため、個別施設計画に基づく大規模修繕について、設計等の準備を進める。	文化振興課

（２）文化芸術活動拠点としての情報発信　<3 事業>

公演・催事、ワークショップ等の文化芸術に関する市内外の情報を収集し、効果的に情報発信する仕組みをつくり、市民の文化芸術活動を支援します。

主な取組内容	概　　要	所管課
文化施設のメディア掲載 （テレビ、新聞、雑誌、ウェブ等）	各文化施設において、公演・展覧会・イベント等の情報のメディア掲載を積極的に働きかけ、文化活動拠点としての情報発信を図る。	美術館 文化財課 文化振興課
とよたアートプログラムマガジンによる文化情報発信	とよた市民アートプロジェクトサポーターからウェブサイト・SNS 運営者、市民ライターを募集し、年間を通じ文化イベントの告知や活動者紹介など豊田市の文化芸術情報を発信する。	文化振興課
市民文化会館オープンスペースの活用	市民文化会館に新たにオープンスペースを設置し、地域住民や施設利用者など誰もが日常的に文化芸術に触れられる場をつくることで、文化創造拠点としての魅力向上、文化情報の発信強化を図る。	文化振興課

（３）施設職員の専門性強化　＜２事業＞

専門性をもった外部組織などと交流や連携を深め、施設スタッフの専門性を強化するとともに、コーディネート力の向上を図ります。

主な取組内容	概　　要	所管課
民芸館・民芸の森の運営を担う人材育成事業【再掲】	民芸館の講座スタッフや、民芸の森で市民共働の運営を行う市民や団体の育成を推進する。	文化財課
施設職員の事業企画力・コーディネート力の向上	文化芸術に関する他の機関、施設、大学等と交流・連携を図ることで、施設職員の企画力、調整能力等を向上し、利用者・鑑賞者の満足度向上につなげる。	文化振興課

とよたデカスプロジェクト

文化ゾーン内の緑地空間

2　様々な分野との連携

国の法改正において、観光、まちづくり、福祉、教育、産業等の様々な分野との連携の視点が追加されたように、今後は、様々な分野と連携しながら文化芸術を生かした取組が社会の様々な分野へ波及していくことを目指し、文化芸術施策を展開していきます。

また、本計画の推進にあたっては、行政だけではなく市民や専門家、文化団体、ＮＰＯ、ボランティア団体、地域団体、企業、教育機関等との幅広い連携が必要です。

文化芸術を通じて他分野の様々な活動主体が連携・共働し、それぞれの役割を果たしながら一体となって取り組んでいきます。

連携・推進のイメージ

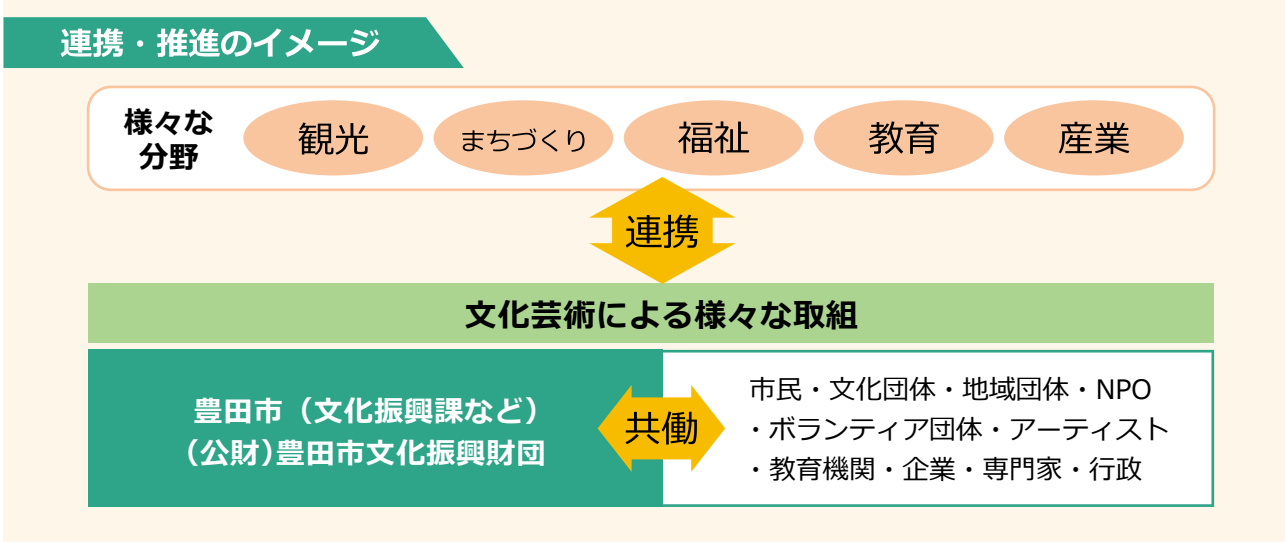

他分野との連携が期待できる文化芸術事業

教育	クラシック音楽・能楽地域活性化事業（アウトリーチ活動）
	心に残る記念事業
	こころの劇場
	美術館による教育普及事業（小中学校美術館学習）
	学校への文化活動者派遣事業
	教育委員会表彰
福祉	クラシック音楽・能楽地域活性化事業（アウトリーチ活動）
	クラシック音楽・能楽地域活性化事業（出前コンサート）
	障がい者作品展の開催
	美術館と福祉事業所との連携

観光	和紙のふるさと事業
	民芸の森活用事業
	美術館庭園活用事業
	農村舞台アートプロジェクト
	とよたデカスプロジェクト
産業	小原和紙の後継者育成事業
	稲武地区養蚕・製糸文化伝承事業
まちづくり	緑陰ギャラリーの展示活用
	とよた市民アートプロジェクト（まちなか芸術祭の開催）
	まちなかへの文化活動者派遣
	美術館とまちなかの回遊促進
	文化ゾーン整備事業

3　計画の進捗管理

本計画の着実な推進とその実行性を高めるため、主な取組の 36 事業は、その成果を測る指標をもとに、進捗状況を把握し取りまとめます。合わせて、市民や有識者、専門家などで構成する外部組織（豊田市文化芸術振興委員会）において、施策の進め方や成果に関する評価・検証を行うとともに、意見や提言をいただき、改善策等へ生かしていきます。その結果については、ホームページ等わかりやすい方法で広く市民に公表します。

主な取組（事業）は　以下のとおりです。

表の見方

- 「指標１」は、施策の推進に向けて、成果を数値で測る指標を設定しています。また、「方向」は、取組ごとに「現状値」をおおよその基準として、今後４年間で目標とする方向性を設定しています。
  （↑：現状値を上昇／→：現状値を維持）
- 「指標 2」は、数値ではなく、成果の評価に用いることができる状態等を設定しています。

施策１〈みる・ふれる〉　12 事業

主な取組	指標１			指標 2
	指標	現状値	方向	
クラシック音楽普及啓発事業 （か～るくラシック、親子対象コンサート、パイプオルガン演奏体験講座等）	鑑賞者数（人）	5,216 人 （2019 年度）	↑	参加者の声 （興味を持ったなど）
能楽普及啓発事業 （わくわく能楽体験講座、小中学生のための能狂言鑑賞会等）	鑑賞者数（人）	955 人 （2019 年度）	↑	参加者の声 （興味を持ったなど）
クラシック音楽・能楽地域活性化事業（アウトリーチ活動）	鑑賞者数（人）	1,379 人 （2019 年度）	↑	参加者の声 （興味を持ったなど）
クラシック音楽・能楽地域活性化事業 （出前コンサート、ロビーコンサート）	鑑賞者数（人）	2,026 人 （2019 年度）	↑	参加者の声 （興味を持ったなど）
おいでんアート体験フェア	参加者数（人）	6,200 人 （2017 年度）	↑	—
クラシック音楽鑑賞事業	鑑賞者数（人）	10,373 人 （2019 年度）	→	—
能楽鑑賞事業	鑑賞者数（人）	3,357 人 （2019 年度）	→	—
美術館展覧会開催事業	展覧会の 観覧者数（人）	261,615 人 ※直近４年度平均 （～ 2020 年度）	→	観覧者の声（興味を持った、満足度の充実など）
美術館での教育普及事業 （アーティストトーク・講演会等の開催）	参加者数（人）	1,149 人 （2019 年度）	→	—
美術館での教育普及事業 （作品ガイドボランティアによるギャラリーツアー）	参加者数（人）	2,570 人 （2019 年度）	↑	—
民芸館展覧会の開催	展覧会の 観覧者数（人）	13,188 人 （2019 年度）	↑	観覧者の声（興味を持った、満足度の充実など）
とよた市民アートプロジェクト （まちなか芸術祭の開催）	①来場者数（人） ②会場数（か所）	①2,685 人 ②8 か所 （2020 年度）	↑	まちの雰囲気の向上、まちの人の声 （興味を持ったなど）

施策２〈つくる・つたえる〉　10 事業

主な取組	指標１			指標２
	指標	現状値	方向	
豊田市民美術展の開催	応募者数（人）	388 人 （2019 年度）	→	傾向（創作意欲の向上、応募者の変化など）
高齢者作品展の開催	応募者数（人）	405 人 （2019 年度）	↑	傾向（創作意欲の向上、応募者の変化など）
障がい者作品展の開催	応募者数（人）	704 人 （2019 年度）	→	傾向（創作意欲の向上、応募者の変化など）
少年少女合唱団の運営	団員数（人）	126 人 （2020 年度）	→	卒団員のその後の活躍
ジュニアオーケストラの運営	団員数 （うち市内）（人）	55 人（19 人） （2020 年度）	↑	卒団員のその後の活躍
ジュニアマーチングバンドの運営	団員数（人）	87 人 （2020 年度）	↑	卒団員のその後の活躍
舞台芸術人材育成活用・創造事業 （とよたこども創造劇場）	事業への 参加者数（人）	45 人 （2019 年度）	→	修了者のその後の活躍
舞台芸術人材育成活用・創造事業 （とよた演劇ファクトリー）	事業への 参加者数（人）	32 人 （2019 年度）	→	修了者のその後の活躍
民芸の森活用事業	出展者数（人）	3 組 （2019 年度）	↑	―
おいでんアート体験フェア【再掲】	出展者数（団体）	―	↑	―

コンサート出演者によるアウトリーチ活動

とよた市民アートプロジェクト（まちなか芸術祭）

施策３〈むすぶ・つなげる〉　８事業

主な取組	指標１			指標２
	指標	現状値	方向	
とよた市民アートプロジェクト【再掲】	とよた市民アートプロジェクトメンバー（人）	累計 201 人（2020 年度）	↑	—
とよたデカスプロジェクト	応募数（件）	27 件（2019 年度）	→	—
	鑑賞・体験者数（人）	5,467 人（2019 年度）	↑	まちに起こった変化
農村舞台アートプロジェクト	鑑賞者数（人）	2,480 人（2019 年度）	→	まちに起こった変化
小原和紙の後継者育成事業	育成事業の修了者数（人）	累計 11 人（2020 年度）	↑	修了者のその後の活躍
学校への文化活動者派遣事業	鑑賞・体験した児童数（人）	4,747 人（2019 年度）	↑	鑑賞者の声（興味を持った子どもなど）
クラシック音楽・能楽地域活性化事業（アウトリーチ活動）【再掲】	①学校の会場数 ②福祉施設の会場数（か所）	①6 か所 ②4 か所（2019 年度）	→	—
クラシック音楽・能楽地域活性化事業（出前コンサート）【再掲】	福祉施設の会場数（か所）	5 か所（2019 年度）	→	—
美術館庭園活用事業	来場者数（人）	10,504 人（2019 年度）	↑	—

施策４〈つかう・いかす〉　６事業

主な取組	指標１			指標２
	指標	現状値	方向	
文化ゾーン整備事業	2023 年 12 月末までに文化ゾーン内のサイン設置完了	—	—	—
コンサートホール・能楽堂大規模修繕の準備	適切な大規模修繕のための設計完了	—	—	—
文化施設のメディア掲載（テレビ、新聞、雑誌、ウェブ等）	掲載数（件） ①テレビ、②新聞、③雑誌、④ウェブ	—	↑	—
とよたアートプログラムマガジンによる文化情報発信	ウェブサイト閲覧数（回）	14,451 回（2020 年度）	↑	広報媒体や取材がきっかけに生まれた交流など
	市民ライター数（人）	3 人（2020 年度）	→	
民芸館・民芸の森の運営を担う人材育成事業	—	—	—	民芸館・民芸の森の運営を担う人材の育成状況
施設職員の事業企画力・コーディネート力の向上	—	—	—	魅力的な自主事業の展開

第5章

関連資料

第５章　関連資料

１　豊田市文化芸術振興委員会設置要綱

（趣旨）
第１条　この要綱は、豊田市文化芸術振興委員会の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

（設置）
第２条　本市における文化芸術振興の推進に関し必要となる取組について協議するため、平成２０年４月に策定した豊田市文化芸術振興計画に基づく計画の推進体制として、豊田市文化芸術振興委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（協議事項）
第３条　委員会は、次に掲げる事項を協議する。
(1) 豊田市文化芸術振興計画の施策の評価及び検証に関すること。
(2) 豊田市文化芸術振興計画の施策に関すること。
(3) 文化芸術振興に係る関係団体の連携及び連絡調整に関すること。
(4) 前３号に掲げるもののほか、文化振興の推進に関すること。

（組織）
第４条　委員会は、委員１５人以内をもって組織する。

（委員）
第５条　委員は、次に掲げる者のうちから、豊田市教育委員会が委嘱する。
(1) 学識経験者
(2) 文化関係者
(3) 教育関係者
(4)　その他豊田市文化振興課が適当と認める者
２　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
３　委員は、再任されることができる。
４　委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

（委員長等）
第６条　委員会に、委員長及び副委員長を１人ずつ置く。
２　委員長及び副委員長は、委員の互選によって定め、その任期は委員の任期による。
３　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）
第７条　委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

（推進会議）
第８条　委員会に、豊田市文化芸術振興計画の推進に関し調査・研究及び検討を行うため、推進会議を置くことができる。

（庶務）
第９条　委員会の庶務は、豊田市文化振興課において処理する。

（委任）
第１０条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則
（施行期日）
この要綱は、平成２０年５月２９日から施行する。
この要綱は、平成２９年４月　１日から施行する。

豊田市文化芸術振興委員会委員名簿

（敬称略）

役　　職	氏　　名	所 属 等
委 員 長	馬場　駿吉	学識経験者 (元名古屋ボストン美術館館長)
副委員長	高橋　秀治	学識経験者 (豊田市美術館館長)
委　　員	石黒　秀和	文化関係者 (とよた演劇協会会長)
	伊丹　靖夫	文化関係者 (画家)
	釘宮　順子	文化関係者 (豊田市ボランティア連絡協議会会長)
	藤田　雅也	学識経験者 (静岡県立大学短期大学部こども学科准教授)
	平井　千夏	教育関係者 (豊田市立巴ケ丘小学校校長)
	中　　佳子	市民公募

（2022 年 3 月現在）

2　文化芸術基本法

平成 13 年 12 月 7 日法律第 148 号
平成 13 年 12 月 7 日公布
改正　平成 29 年 6 月 23 日法律第 73 号
平成 30 年 6 月 8 日法律第 42 号
令和元年 6 月 7 日法律第 26 号

前文

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中にあって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。

二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にするよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条　文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2　文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3　文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4　文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。

5　文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

6　文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

7　文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。

8　文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。

9　文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

10　文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない

（国の責務）

第三条　国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の関心及び理解）

第五条　国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

（文化芸術団体の役割）

第五条の二　文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

（関係者相互の連携及び協働）

第五条の三　国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第六条　政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章　文化芸術推進基本計画等

（文化芸術推進基本計画）

第七条　政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を定めなければならない。

2　文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3　文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。

4　文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十六条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。

5　文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6　前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

（地方文化芸術推進基本計画）

第七条の二　都道府県及び市（特別区を含む。第三十七条において同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が文化に関する事務（文化財の保護に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（次項において「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画（次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2　特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第三章　文化芸術の振興に関する基本的施策

（芸術の振興）

第八条　国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

（メディア芸術の振興）

第九条　国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

（伝統芸能の継承及び発展）

第十条　国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（芸能の振興）

第十一条　国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及）

第十二条　国は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化財等の保存及び活用）

第十三条　国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域における文化芸術の振興等）

第十四条　国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国際交流等の推進）

第十五条　国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

２　国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

（芸術家等の養成及び確保）

第十六条　国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化芸術に係る教育研究機関等の整備等）

第十七条　国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国語についての理解）

第十八条　国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

（日本語教育の充実）

第十九条　国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

（著作権等の保護及び利用）

第二十条　国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作者の権利及びこれに隣接する権利（以下この条において「著作権等」という。）について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国民の鑑賞等の機会の充実）

第二十一条　国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実）

第二十二条　国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（青少年の文化芸術活動の充実）

第二十三条　国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（学校教育における文化芸術活動の充実）

第二十四条　国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（劇場、音楽堂等の充実）

第二十五条　国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（美術館、博物館、図書館等の充実）

第二十六条　国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域における文化芸術活動の場の充実）

第二十七条　国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

（公共の建物等の建築に当たっての配慮等）

第二十八条　国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

２　国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

（情報通信技術の活用の推進）

第二十九条　国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（調査研究等）

第二十九条の二　国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等）

第三十条　国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（民間の支援活動の活性化等）

第三十一条　国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（関係機関等の連携等）

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等の間の連携が図られるよう配慮しなければならない。

２　国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

（顕彰）

第三十三条　国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

（政策形成への民意の反映等）

第三十四条　国は、文化芸術の振興に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

（地方公共団体の施策）

第三十五条　地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術の振興のために必要な施策の推進を図るよう努めるものとする。

第四章　文化芸術の推進に係る体制の整備

（文化芸術推進会議）

第三十六条　政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

（都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等）

第三十七条　都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

附　則　抄

（施行期日）

１　この法律は、公布の日から施行する。

附　則　（平成二九年六月二三日法律第七三号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討）

第二条　政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附　則　（平成三〇年六月八日法律第四二号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

附　則　（令和元年六月七日法律第二六号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

3　豊田市の主な公共文化施設（貸館）

豊田市民文化会館

設　置　年　大ホール　1981 年
小ホール　1975 年

敷 地 面 積　33,534 ㎡

延 床 面 積　17,393 ㎡

概要・目的

市民文化会館は、舞台芸術公演の中心的施設で市内最大のホールを有する。コンサート・舞踊・大会などに利用される大小のホールや展示室、練習室などがある。鑑賞だけでなく市民の文化活動の発表の場としても利用されている。

主 な 事 業

文化・芸術の創造、発信及び普及を図るため、子ども・青少年や中高年向けの事業を行うなど、市民に幅広く親しまれる事業を実施している。また、本格的な演劇等の事業も開催している。

貸 出 施 設	定員等(人)	面積(㎡)
大 ホ ー ル	1,708	–
小 ホ ー ル	436	–
展　示　室A	–	593.0
展　示　室B	–	144.0
リハーサル室	–	228.0
練　習　室A	–	44.0
練　習　室B	–	50.0
練　習　室C	–	97.0
大 会 議 室	73	–
会　議　室A	20	–
会　議　室B	24	–
和　　室	20	–

大ホール

小ホール

リハーサル室

豊田市美術館（美術館ギャラリー）

設　置　年　1995 年

敷 地 面 積　30,041 ㎡

延 床 面 積　11,121 ㎡

概要・目的

国内外の近代および現代美術を展望するに相応しい総合美術館であり、“ひとりひとりが作品と対峙しながら作品との関係を成立させていく”「鑑賞の場」を提供する。

主 な 事 業

美術分野に関する展覧会を開催するとともに、美術作家を招いて、児童生徒らに対する教育普及活動やワークショップ、美術に関する理解を深めてもらうための各種講座・講演会・コンサート等（アーティスト・トーク、対談、作品ガイドボランティアによるギャラリーツアーなど）を開催している。

貸　出　施　設	面積(㎡)
美術館ギャラリー	216.0

美術館ギャラリー

豊田市コンサートホール・能楽堂

設置年 1998 年
延床面積 11,555 ㎡

概要・目的

芸術文化の振興及び普及を目的に、クラシック音楽や能・狂言を中心とした質の高い芸術作品の「鑑賞の場」を提供する。コンサートホールは、クラシックを中心とした音楽専用のホールであり、パイプオルガンを設置している。

貸出施設	定員等(人)	面積(㎡)
コンサートホール	1,010	870.0
能楽堂	461	550.0
多目的ルーム	–	90.0
リハーサル室 1	–	98.0
リハーサル室 2	–	93.0
板の間	–	28.0

主な事業

クラシック音楽と能・狂言を中心に質の高い伝統芸能を鑑賞できる機会、市民が参加体験できる芸術創造機会を提供できる事業を展開している。また、子どもや青少年を対象に、芸術文化にふれる機会の提供や芸術活動支援も行っている。

コンサートホール

能楽堂

豊田市民ギャラリー

設置年 1991 年
延床面積 694 ㎡

概要・目的 市民がいつでも、気軽に展覧会の企画ができるように設置された公設のギャラリーで、豊田市駅から約 100 メートルの商業ビルの地下に立地している。

主な事業 市民による幅広い分野の美術展示等のための貸館のほか、子どもを対象にしたワークショップや郷土作家の作品展等を実施している。

貸出施設	定員等(人)	面積(㎡)
展示室 A	68	136.0
展示室 B	80	160.0
展示室 C	75	149.8

市民ギャラリー

豊田市視聴覚ライブラリー

設置年 1979 年
敷地面積 3,237 ㎡
延床面積 1,793 ㎡

概要・目的 視聴覚教育全般の振興および、豊田の郷土学習等に寄与するとともに、生涯学習を支援する施設として市民の要望に応えることのできる「市民ライブラリー」を目指している。

主な事業 学習教材等の貸出のほか、ビデオ講習会等の作品制作に関する講座を開催している。

貸出施設	定員等(人)	面積(㎡)
第 1 研修室	50	103.50
第 2 研修室	25	46.12
集会室	120	191.48
控室	5	33.13
第 1 会議室	90	147.88
第 2 会議室	50	103.50

豊田産業文化センター・豊田市青少年センター

設　置　年　産業文化センター 1985 年
青少年センター　1982 年

敷 地 面 積　22,069 ㎡

延 床 面 積　12,904 ㎡ ※施設全体の数値

概要・目的

地域産業の発展及び地域文化の創造に寄与し、地域住民の連携と交流を促し、生活文化向上を図るために設置された官民複合施設。産業文化センター、青少年センターのほか、とよた科学体験館、とよた男女共同参画センター、豊田市国際交流協会、豊田中日文化センター（民間）の機能が併設されている。

主 な 事 業

- （産業文化センター）プラネタリウム、サイエンス事業のワークショップ等
- （青少年センター）自立支援活動、バンド、演劇、ダンス等登録サークルの活動支援

●産業文化センター

貸 出 施 設	定員等（人）	面積（㎡）
小 ホ ー ル	240	342.6
多目的ホール	200	242.0

●青少年センター

貸 出 施 設	定員等（人）	面積（㎡）
交　流　室	150	170.0
会 議 室 A	60	85.0
会 議 室 B	60	85.0
会 議 室 C	40	57.0
会 議 室 D	40	57.0
談 話 室 E	10	27.0
談 話 室 F	10	28.0
談 話 室 G	10	28.0
和　　室	24	53.0
軽運動室①	25	71.0
軽運動室②	15	46.0
音　楽　室	20	42.0

豊田市福祉センター

設　置　年　2011 年

敷 地 面 積　14,387 ㎡

延 床 面 積　8,573 ㎡

概要・目的　福祉関係の団体や市民の活動拠点を目指し、各種情報の発信や市民活動の交流を促進する。ホールでは、福祉団体の講演会・講座などのほか、市民が文化活動を行える。

主 な 事 業　各種の福祉相談、福祉関係団体の活動の支援、ボランティア活動の支援

ホール

貸 出 施 設	定員等（人）	面積（㎡）
ホ　ー　ル	575	2,232.00
31 会 議 室	8	20.67
32 会 議 室	8	20.67
33 会 議 室	12	24.57
34 会 議 室	42	73.71
35 会 議 室	42	73.71
36 会 議 室	42	73.71
37 会 議 室	42	73.71
41 会 議 室	210	280.98
42 会 議 室	42	73.71
43 会 議 室	42	73.71
44 会 議 室	42	73.71
45 会 議 室	42	73.71
46 会 議 室	42	73.71
47 会 議 室	42	73.71

第2次豊田市文化芸術振興計画【改訂版】
2018年度～2025年度
Toyota City Second Promotion Plan of Arts and Culture

【発行】豊田市　生涯活躍部文化振興課
2022年3月発行
〒471-8501　豊田市西町3丁目60番地
TEL 0565-34-6631　FAX 0565-34-6766
http://www.city.toyota.aichi.jp

Toyota City
Second Promotion Plan
of Arts and Culture

豊田市

第2次豊田市文化芸術振興計画【改訂版】

2022年3月
豊田市